

# 第1部 総則

- 第1章 計画の目的
- 第2章 大分県の地勢
- 第3章 大分県における地震・津波の特性
- 第4章 地震・津波の想定
- 第5章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

# 第1章 計画の目的

- 第1節 計画の目的
- 第2節 計画の性格と内容
- 第3節 計画の理念
- 第4節 計画の位置づけ
- 第5節 計画の修正
- 第6節 計画の周知

## 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、大分県における地震・津波災害に対応するための活動体制の整備確立を図るとともに、防災行政を総合的かつ計画的に推進し、もって県土の保全と県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とするものである。

## 第2節 計画の性格と内容

この計画は、地震によって発生する災害や津波の襲来による災害に係る防災事務又は業務の処理に関し、おおむね次の事項について総括的な方針及び実施基準を示すものとする。このため、指定地方行政機関、大分県及び市町村並びにその他の防災関係機関は、相互の緊密な連携と協力のための体制を整備するとともに、広域的な応援・受援体制の強化・充実を図ることにより、この計画に示す方針及び実施基準に則り、災害の防除と被害の軽減に努めるものとする。

なお、計画の策定にあたっては、地域における生活者の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するため、防災に関する政策・方針決定過程への女性や高齢者、障がい者などの参画に配慮するものとする。

また、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく特別防災区域に係る事項については同法第31条により別途定める。

- (1) 大分県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、大分県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共団体等の処理すべき防災に関する事務又は業務の大綱
- (2) 防災業務の促進、防災施設及び設備の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練  
　　その他の災害予防に関する事項
- (3) 情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助衛生その他災害応急措置事項
- (4) 災害応急対策に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等の措置事項
- (5) 災害復旧に関する事項
- (6) その他防災に関し必要な事項

## 第3節 計画の理念

「県民の生命、身体及び財産を災害から保護する」という防災の究極の目標（理念）を実現するため、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策等について以下の基本的な目標を設定し、各々の施策を有機的に結び付けながら防災対策を総合的に推進する。

県民の生命及び財産の安全を確保するための災害予防対策の推進

- ・災害に強いまちづくり
- ・災害に強い人づくり
- ・迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

迅速かつ的確な災害応急対策の実施

- ・活動体制の確立
- ・生命及び財産への被害を最小限とするための活動の展開
- ・被災者の保護及び救援のための活動の展開
- ・社会基盤の応急対策の迅速かつ的確な推進
- 速やかな復旧・復興の推進

## 第4節 計画の位置づけ



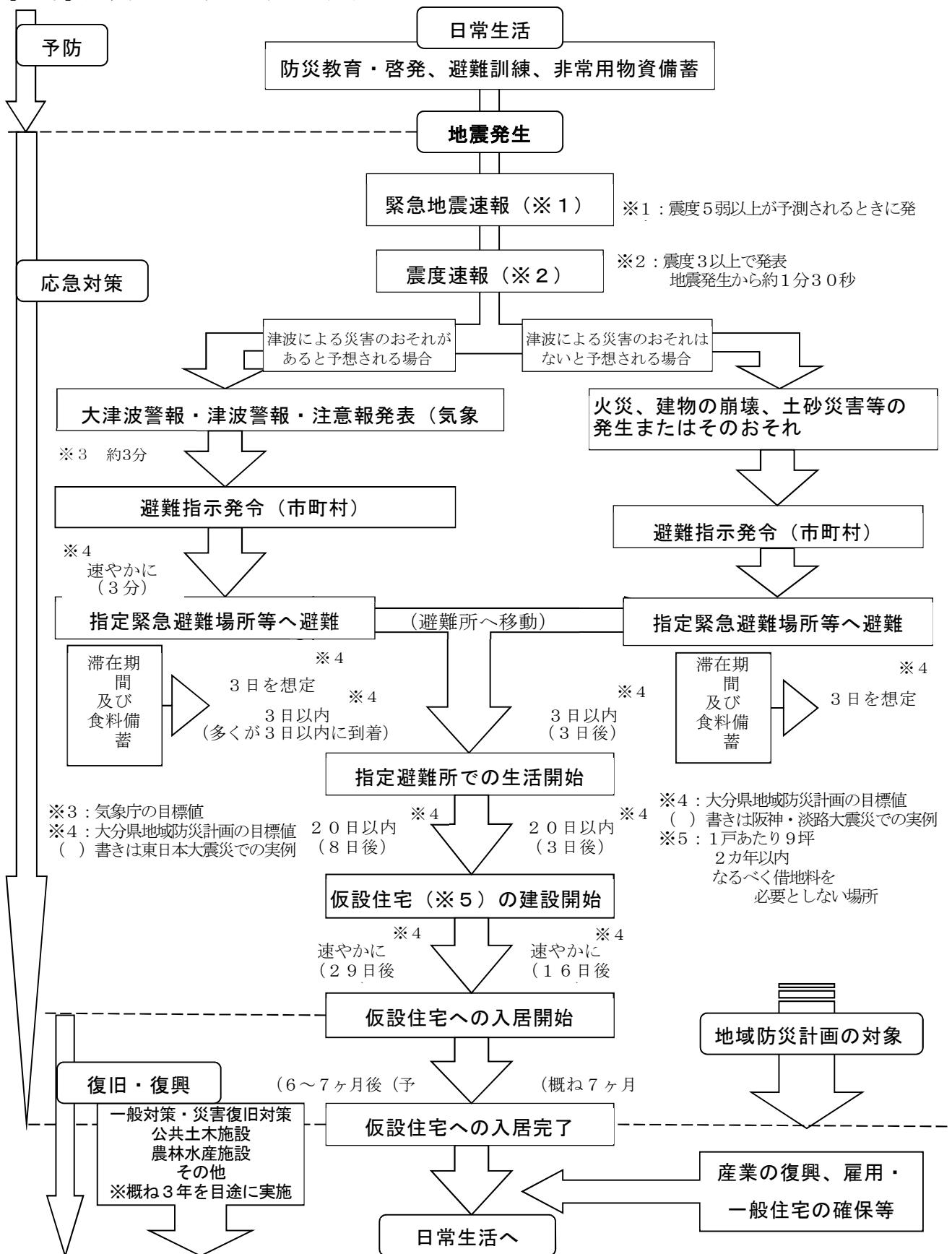
## 第5節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めたときは、修正を加えるものとする。

## 第6節 計画の周知

この計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により、市町村及び関係防災機関、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については県民にも広く周知徹底させ、その適切な運用を図るものとする。

【参考】災害発生時等の基本的な行動



## 第2章 大分県の地勢

第1節 地形及び地質

第2節 災害の素因と誘因及び災害に対する  
基本的な考え方

## 第1節 地形及び地質

大分県は瀬戸内海と豊後水道に面した九州東岸に位置し、地形、地質、気候、植物、動物、温泉、水などすべてにおいて豊かな自然をもっている。それは本県の複雑な地質構造と地形に深く関係している。

県内には、松山—伊万里構造線、大分—熊本構造線、臼杵—八代構造線などとよばれる大規模な構造線が通過する。臼杵—八代構造線より北方の地域は領家帯とよばれ、花崗岩類と变成岩類で特徴づけられる。一方、その南方の地域は秩父帯、四万十帯で、プレート運動により付加帯として形成された地質である。秩父帯には石灰岩層がはさまれ、津久見のセメント工業の基礎をなすとともに、多くの鍾乳洞を発達させる。

これらの古い時代の地質を基盤として、新しい時代の火山活動がみられる。新生代新第三紀から続く火山活動により、現在の火山地域を構成する多くの火山が形成された。国東半島の両子火山群、別府地域の由布岳、鶴見岳を主峰とする由布・鶴見火山群、久住山、大船山、黒岳などの成層火山や溶岩ドームからなる九重火山群などがそれである。一方、カルデラが形成された阿蘇火山などの周辺には広大な火碎流台地が形成されている。

海岸部では第四紀の海水準変動と地殻変動の結果としての海岸地形がみられ、豊後水道域は国内屈指のリアス式海岸を形成している。

別府湾は、その最深部が湾奥にあり構造性の湾入であることを示している。別府湾の海底には多くの活断層が分布し、1596年の慶長豊後地震はこの断層の活動によって引き起こされた。これらの活断層は中央構造線の延長部にあたり、地震はその活動性を示すと考えられる。

大分平野は、九州の平野の中で海水準変動の歴史が典型的に読みとれる平野であり、他方、中津・宇佐の平野は耶馬渓地域からの堆積物供給による扇状地が広がる地域である。

本県の地形と地質は、このように複雑な地球の歴史を反映したもので、それが県内の地域を作る基盤となっている。



大分県の地質構造図

## 1 地形

### (1) 山地と火山

県内の山地は、500m、1,000m、1,500m前後の三つの高度の山地に分けられる。500m前後の山地は佐賀関山地、大野山地、南部の佩楯（はいだて）山から場照山にかけての山地などがあり、いずれも中生代以前の古い地質からなっている。1,000m前後の山地は耶馬渓地域、津江地域などの県北部から西部を占め、釈迦ヶ岳、英彦山、犬ヶ岳など高度1,200m程度の山峰で代表される。いずれも主に新第三紀に形成された古い火山地域である。高度1,500m前後の山地は祖母傾山地に代表される宮崎県との県境部にそびえるものである。ここも新第三紀の火成活動による山地で、急峻な山岳景観と藤河内渓谷に代表される清冽な谷の景観で特徴づけられる。

第四紀の火山は、姫島から両子山、鶴見岳、由布岳、久住山へと北東から南西方向へ連なる山陰系火山が典型である。この地域は豊肥火山地域と呼ばれ、新第三紀より活動の場を縮小しながら火山活動が連続してきた。そこでは耶馬渓火碎流、阿蘇火碎流、飯田火碎流などの多くのカルデラ噴出物が火碎流台地を形成し、玖珠盆地周辺では溶岩台地が広く分布する。また成層火山や溶岩ドームは九重火山群や由布・鶴見火山群に多くみられる。

### (2) 平野と盆地

県内の平野は、県北の中津平野、県央の大分平野、県南の佐伯平野などが比較的規模の大きい平野である。また内陸には日田、玖珠、由布院、竹田などの盆地がある。これらの平野と盆地はそれぞれ特徴的な地形を持っている。中津平野は主として扇状地性の平野であるが、中津市街地は山国川河口部の三角州上に形成されている。大分平野は大分川、大野川の中下流部の氾濫原、河口部の三角州とそれらの間の海岸平野から成り立っている。佐伯平野は番匠川河口部の三角州に発達しており、リアス式海岸における平野として位置づけられる。内陸の盆地は火山活動と関係があり、過去に火碎流による埋積とその後の河川による浸食拡大の作用を繰り返し受けている。

### (3) 川と滝

県内には、山国川、駅館川、大分川、大野川、番匠川などの河川があり、周防灘、別府湾、豊後水道に注いでいる。

一方、筑後川上流部の大山川、玖珠川は日田盆地で合流し、三隈川となり、西流しながら筑紫平野を涵養して有明海に注いでいる。また、北川水系に属する中岳川は南流し、延岡で五ヶ瀬川と合流した後に日向灘へ注いでいる。これらの河川は、それぞれの流域の地質や地形により特徴的な流れや滝などを作っている。山国川や駅館川は耶馬渓地域より流下するため、奇岩・奇峰などの特徴的な地形や多くの滝を展開する。大野川は阿蘇火碎流の分布地域を流れるため、深い峡谷や盆地部にかかる滝などがみられる。

### (4) 海岸

県内の海岸では、豊後水道域のリアス式海岸が特徴的である。日豊海岸とよばれるこの海岸は沈水海岸としての各種の地形をよく保存している。海食崖、海食洞や海食洞門などの海食の地形、砂州、砂嘴、浜堤とその背後の潟湖、ビーチロックなどの堆積の地形がみられる。とくに屋形島などにみられるビーチロックはサンゴ礁地域以外ではきわめてまれな地形である。国東半島は、南部では砂州、砂嘴の発達がみられ、北部では海食崖、海食洞が発達するリアス式海岸で特徴づけられる。これは国東半島の南高北低の地殻変動の結果である。

## 2 地質

県内には、臼杵一八代構造線などの構造線が分布している。臼杵一八代構造線は九州の地質区を2分する大規模なもので、その北側と南側はそれぞれ内帶・外帶と呼ばれる。内帶には花崗岩類や変成岩類などからなる領家帯と、結晶片岩などからなる三波川帯とが分布する。外帶には北から秩父帯、四万十帯が仏像構造線を挟んで分布する。これらは、主に古生界～中生界の砂岩、

頁岩などの堆積岩類などからなるが、秩父帯には花崗岩類、変成岩類、石灰岩などがレンズ状に挟まれている部分がある。

これらを基盤として、新生紀新第三紀以降の火山活動により形成された多くの火山が分布する。九重火山群や由布・鶴見火山群は、別府一島原地溝帯に沿って分布しており、この地溝帯には火山岩が厚く堆積し、基盤岩は深く陥没しており、数多くの東西方向の正断層が分布している。

中央構造線断層帯(豊予海峡ー由布院) (約 61km) は、豊予海峡から大分県由布市付近の由布院断層にかけての、主として北側低下の正断層である。

日出生断層帯 (約 41km) は、速見郡日出町から玖珠郡玖珠町にかけての、ほぼ東西方向に延びる断層帯で、主として南側が相対的に低下する正断層である。

万年山ー崩平山断層帯 (約 31km) は、由布市湯布院町から日田市天瀬町にかけての、西北西ー東南東方向に延びる断層帯で、主として南側が相対的に低下する正断層である。

このほか、周防灘沖には周防灘断層帯が分布し、同断層帯主部区間 (約 44km) は、山口県防府市の南方沖から国東半島北西沖にかけての、概ね北北東ー南南西方向に延びる断層帯で、北西側隆起の成分を伴う断層である。

平成 26 年度から京都大学が中心となって行われた「別府-万年山断層帯（大分平野-由布院断層帯東部）における重点的調査観測」等に基づき、地震調査研究推進本部が平成 29 年 1 月に「中央構造線断層帯の長期評価（第二版）」、「日出生断層帯の長期評価（第一版）」及び「万年山-崩平山断層帯の長期評価（第一版）」の公表を行った。

これにより、従来の「別府-万年山断層帯」を「中央構造線断層帯（⑩豊予海峡-由布院区間）」（上記「大分平野ー由布院断層帯」、「別府湾ー日出生断層帯（東部）」に豊予海峡セグメントを追加に相当）、「日出生断層帯」（上記「別府湾ー日出生断層帯（西部）」に相当）及び「万年山ー崩平山断層帯」（上記「野稲岳ー万年山断層帯」、「崩平山ー亀石山断層帯」に相当）の 3 つに再編成して再評価がなされた。

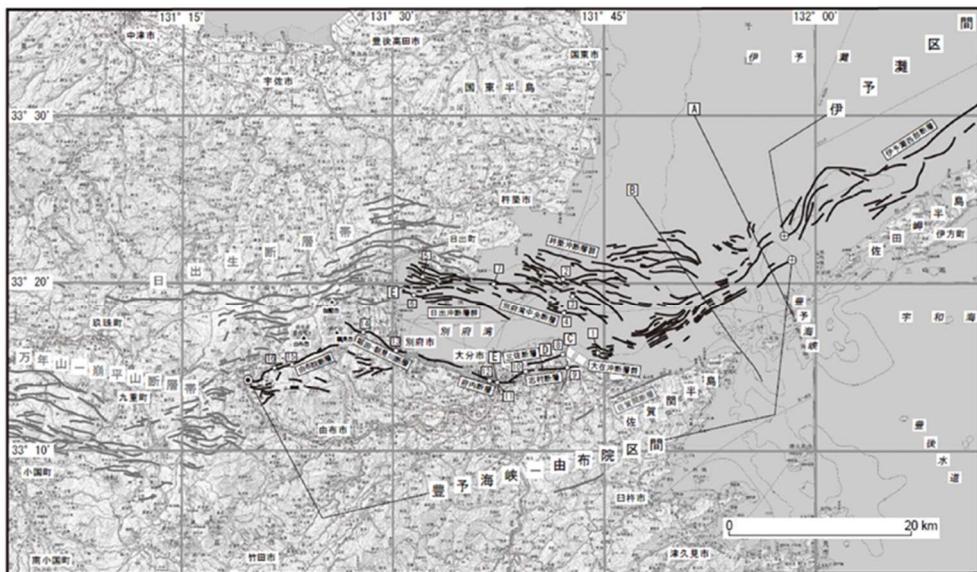


図 2-4 中央構造線断層帯の活断層位置と主な調査地点

## 第2節 災害の素因と誘因及び災害に対する基本的な考え方

### 1 災害の素因と誘因

#### (1) 災害の素因（地盤環境）

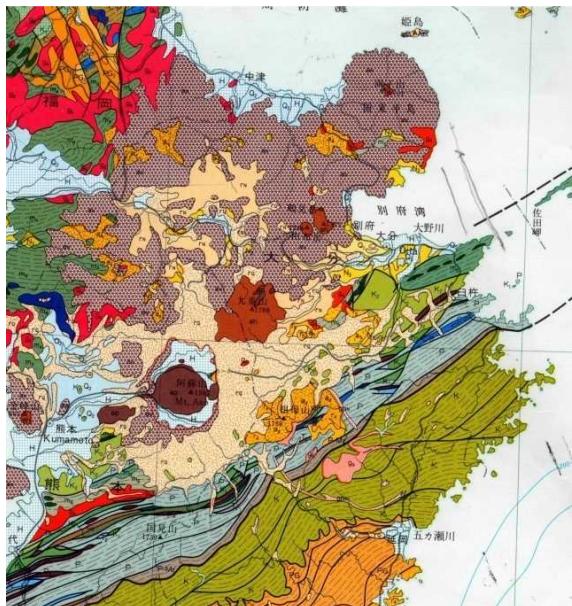
○災害の素因とは、地形・地質、生活している場所の状況、生活圏の状態（密集性等）、家屋がいつ建てられたのか、どういう生活パターンなのか、あるいは農業が主体の地域なのか林業などのかなど災害から影響を受ける要因をいい、これらの組み合わせにより被害状況は全く異なってくる。

○災害に対応する場合は、特に自然から見た県土の理解が非常に重要になってくる。県南から県北、県東部から西部まで、素因（地盤環境）を理解することにより、自分たちにどう影響してくれるのかが認識できる。

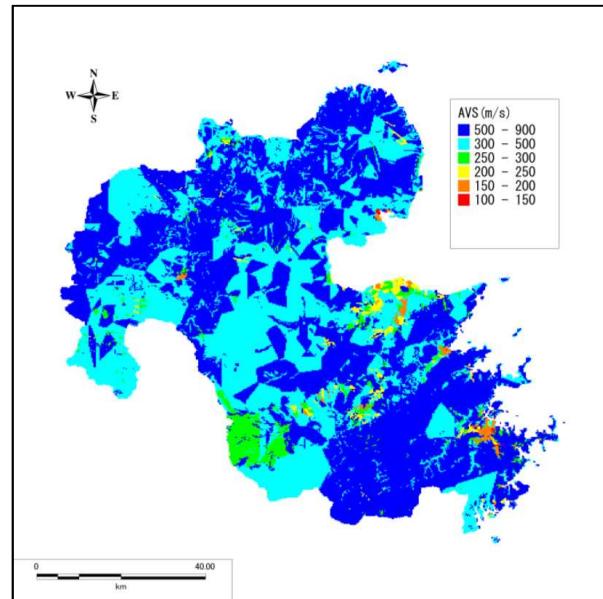
（基本的な視点の例）

- ・地形・地質の特徴（山の高さ、地形の傾斜（地震動により岩石が崩落する）、内陸なのか沿岸なのか、平野なのか盆地なのか）で、対応の仕方が変わり、起こる現象も変わってくる。
- ・物性の観点から、岩石等の堅さ・密度・速度なども影響する。岩石の堅さにより、建物やダムの基礎に適している場合、地震や大雨等により地盤が影響を受け、地すべりや土石流といった表層崩壊・深層崩壊の危険性がある地盤もある。
- ・水が地下と地表でどう流れているか、雨量と地下水、河川流量が災害に密接に結びついている。地下水位が高いか低いかで、液状化を起こすバロメーターとなる。
- ・長時間地震の揺れが続くと、切り土や盛り土を行った箇所（大規模な住宅地として利用されている造成地）や埋立地で、被害の割合が極端に変わってくる。

（参考関連図）

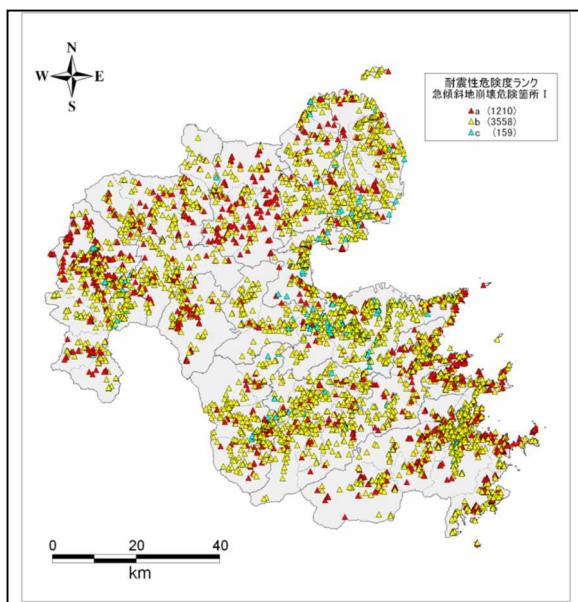


大分県の地質図

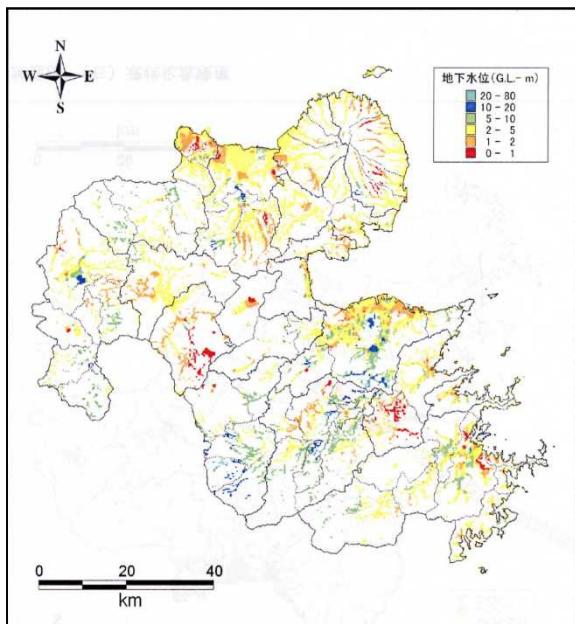


表層地盤モデル（AVS30）図

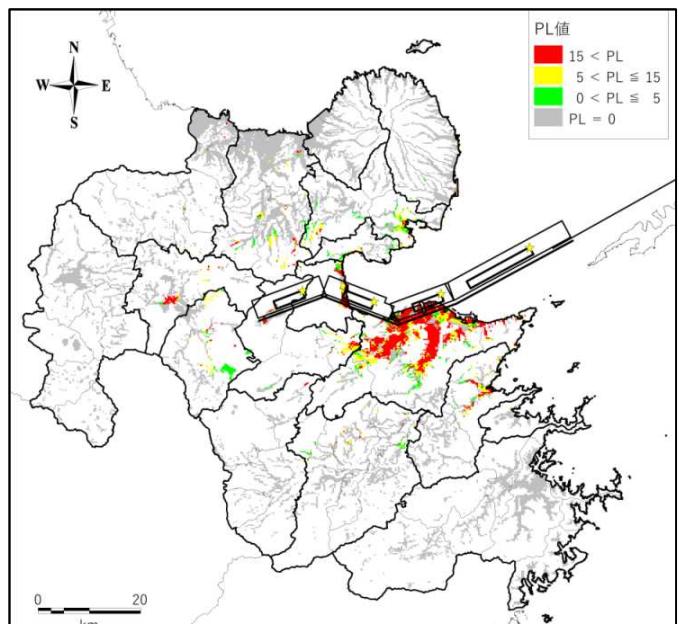
（AVS30 の値が小さいほど軟弱地盤となる）



急傾斜地崩壊危険箇所における耐震性  
危険度ランク分布図



地下水位の状況



液状化危険度分布図（中央構造線断層帯の  
地震の場合）

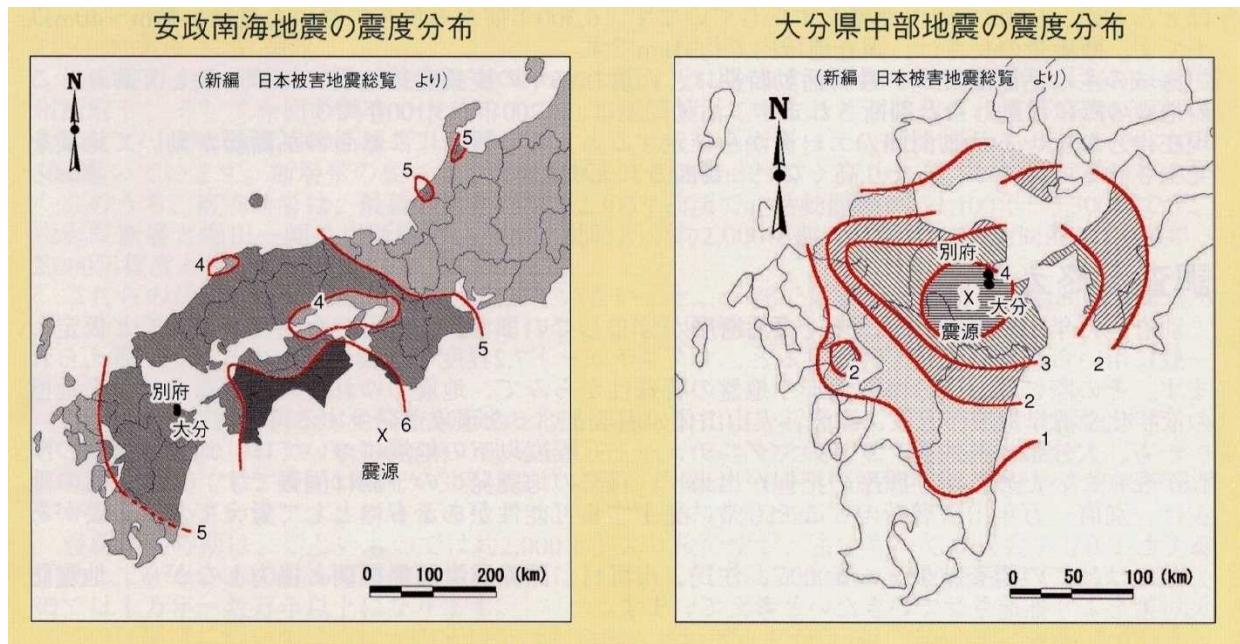
## (2) 災害の誘因（地震環境）

- 災害の誘因とは、地球上で起きる地震や台風などの自然現象であり、大分県においては、地震を起こす環境、津波を起こす環境、火山噴火を起こす環境、気象災害と関連した現象（台風、大雨、竜巻等）を起こす環境である。

- どういう場所で起こりやすいのか、また、災害の繰り返し間隔や継続時間により、被害の程度が異なってくる。
- 災害の繰り返し間隔については、千年に一回であるのか、数十年に一回であるのかなど、多様な時間での繰り返しが考えられる。継続時間については、地震は揺れた時のみであるが、津波は引いても繰り返しるので、数日間は経過をみる必要がある。また、火山噴火の場合は、何年間にも及ぶことがある。これらのこととは、災害史からも知ることができ、参考にする必要がある。
- なお、侵食や堆積現象を起こす環境もあり、阿蘇の溶結凝灰岩では、雨などである程度の期間、風化・侵食されたところに地震などの別の誘因が重なることで、大きく一度に崩れることがある。

## 2 災害に対する基本的な考え方

- 起こりうる想定に対して、着実にハード及びソフト対策を進めることが災害への対応ということになる。そのためには、自分の住む地域や県土を見て知り、的確な診断の上にたった想定に基づき、県民全体がそれらの認識を持つことが重要である。
- 地震や大雨など様々な誘因があり、起こる場所も含めていろんな影響（大雨が降れば山が崩れたり、地震動により地盤が液状化したりする）、多様な素因を分析しておくことが重要となることから、被害想定において、誘因の影響評価（災害情報の評価）を含めて適切に行い、その上で生活圏への影響を最大限軽減するように防災対策の充実を図るものとする。
- 県内では、災害誘因となる多様な地震等が起きており、規模や揺れの範囲などが異なっている。それによって生じた被害の歴史は、県土に残された貴重な記録であるので、それらの検討と検証は重要な課題である。
- 例えば、安政南海地震と大分県中部地震をみると、影響を受ける地域・範囲が異なっている。県内で対応できる場合と広域的に対応していく場合があり、それぞれに応じて対応の仕方を考えておく必要がある。



海溝型と活断層型（内陸で発生）の震度分布図 ((平成16年大分県地域活断層調査研究委員会報告資料)

## 第3章 大分県における地震・津波の特性

第1節 地域ごとの特性

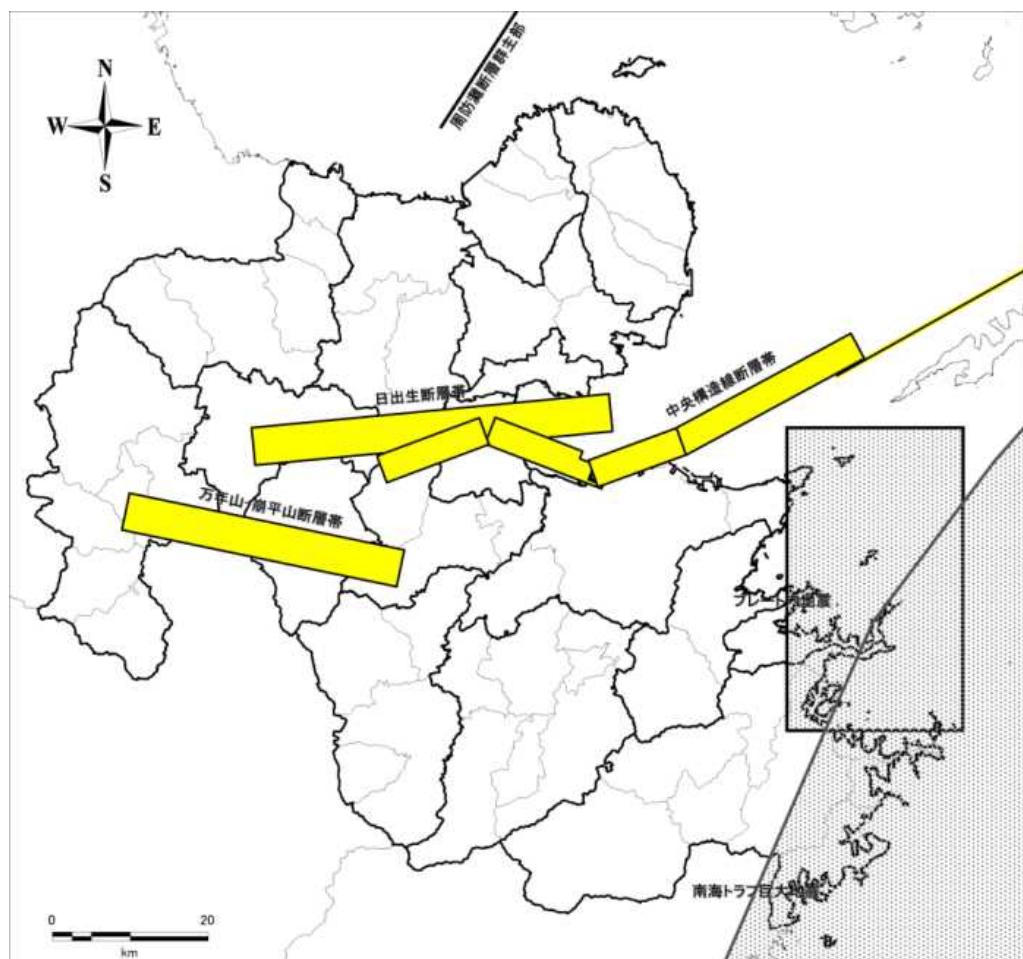
第2節 海溝型地震と活断層型地震等の特性

第3節 県内に被害を及ぼした地震・津波

## 第1節 地域ごとの特性

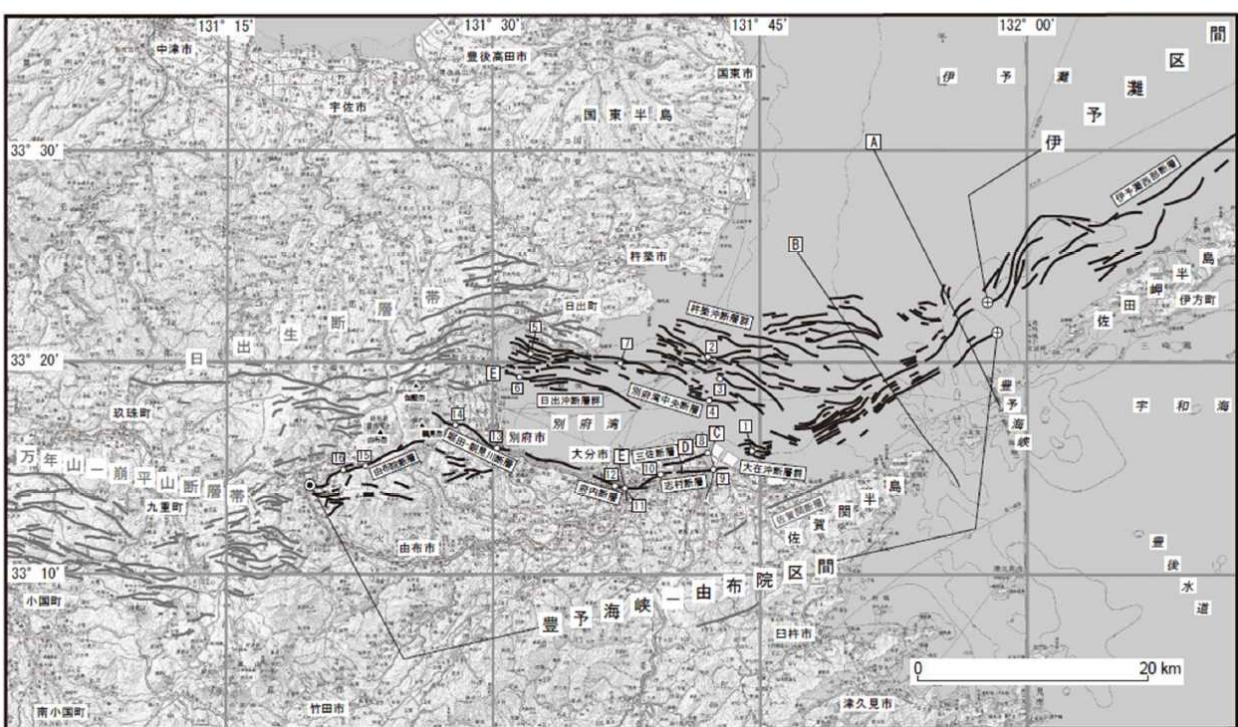
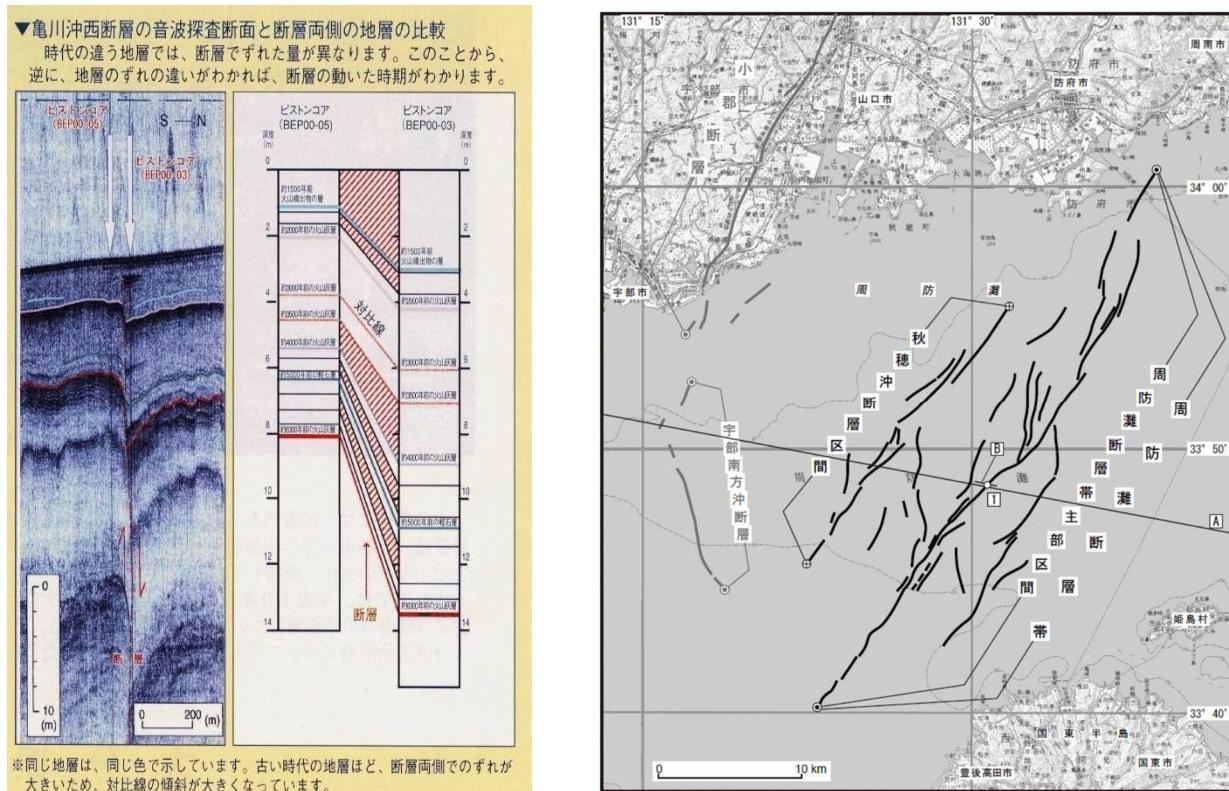
県内各地域において、主に影響を受けると考えられる地震の震源は、次のとおりである。

区分		主に影響を受ける地震の震源
南部地域	(海溝型)	南海トラフ、日向灘、安芸灘～伊予灘～豊後水道を震源とする地震
中部地域	(海溝型)	南海トラフ、日向灘、安芸灘～伊予灘～豊後水道を震源とする地震
	(活断層型)	中央構造線断層帯(⑩豊予海峡～由布院区間) 日出生断層帯
北部地域	(活断層型)	周防灘断層群(主部)
西部地域	(活断層型)	日出生断層帯 万年山～崩平山断層帯



地震位置図

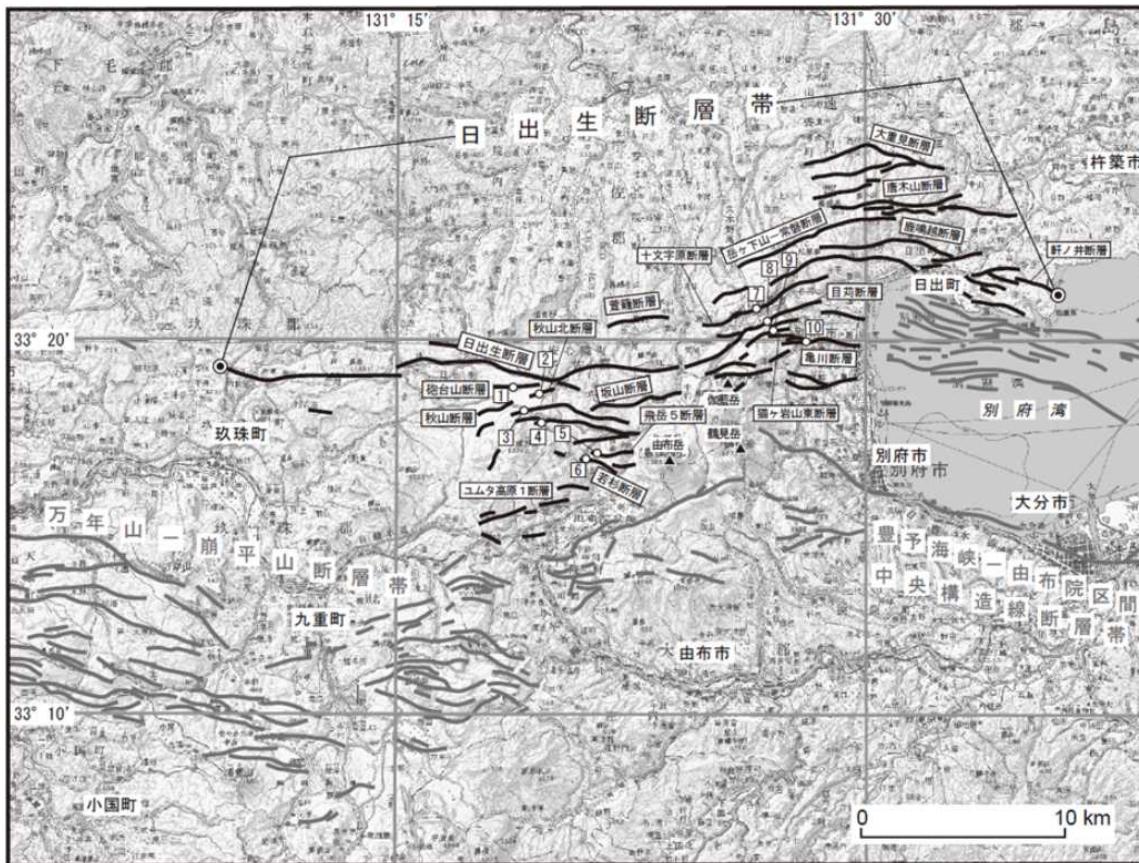
地震・津波対策編 第1部 総則  
第3章 大分県における地震・津波の特性  
第1節 地域ごとの特性



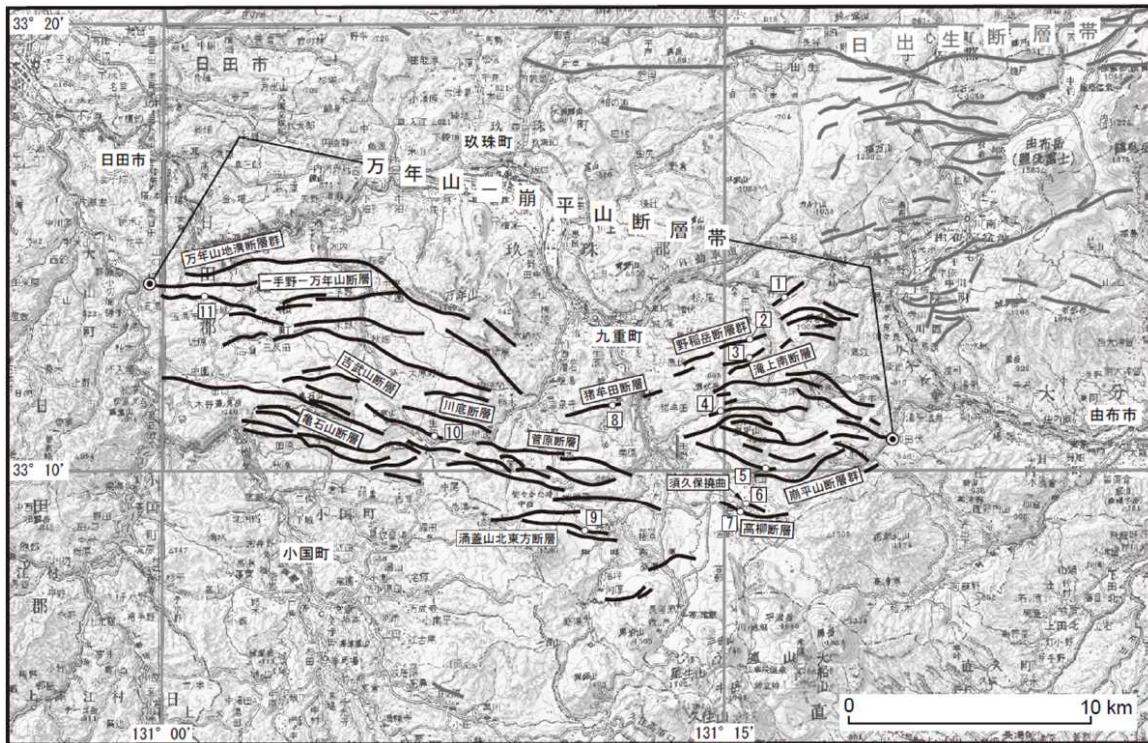
## 地震・津波対策編 第1部 総則

### 第3章 大分県における地震・津波の特性

#### 第1節 地域ごとの特性



日出生断層帶図（地震調査研究推進本部「日出生断層帶の長期評価（第一版）」を引用）



万年山－崩平山断層帯図（地震調査研究推進本部「万年山－崩平山断層帯の長期評価（第一版）」を引用）

## 第2節 海溝型地震と活断層型地震等の特性

### 1 海溝型地震

大分県東方海域で発生する主な海溝型地震は、南海トラフを震源とする地震と、日向灘を震源とする地震、及び安芸灘～伊予灘～豊後水道を震源とする地震である。これらの地震について、地震調査研究推進本部地震調査委員会が行った地震発生確率等に関する長期評価等は次のとおりである。

○南海トラフを震源とする地震（南海地震、東南海地震等）は、陸のプレートの下にフィリピン海プレートが沈み込むことに伴い、これら二つのプレートの境界面が破壊することによって発生する地震（以下、「プレート間地震」という。）である。過去の地震の規模は、南海地震でM8.0～M8.4、東南海地震でM7.9～M8.4、二つの地震が同時に発生した場合はM7.9～M8.6であったとされている。今後、南海トラフを領域としてM8～M9クラスの地震が30年以内に発生する確率は、70～80%とされている。

佐伯市米水津の龍神池での津波堆積物の調査により、過去3300年間に8回の大津波が襲来したことことが判明しており、684年の白鳳地震以来、大津波を伴う地震が約300年～400年と約700年の間隔で繰り返し発生したと推定されている。現在、約300年前の宝永地震（1707年）によるものが最新と考えられていることから、次の南海トラフの地震は大津波を発生する可能性が高いと考えられる。

○日向灘を震源とする地震はプレート間地震で、M8程度の巨大地震の発生頻度は不明である。同様の地震が今後30年以内に発生する確率はXランク（不明）とされている。M7.0～M7.5程度の地震は過去約100年で5回（およそ20.6年に1回）の頻度で発生している。同様の地震が今後30年以内に発生する確率は80%程度とされている。

○安芸灘～伊予灘～豊後水道を震源とする地震は、主に沈み込むフィリピン海プレートの内部が破壊することによって発生する地震で、M6.7～M7.4の規模の地震が過去約400年間で7回（およそ60.3年に1回）の頻度で発生しており、同様な地震が今後30年以内に発生する確率は40%程度とされている。

○海溝型地震は、津波に対して注意（深い海底で起こる海溝型地震による津波は、東北地方太平洋沖地震のように10分から数十分程度の間、海面が上昇しつづけ、したがって浸水範囲が広くなると考えられている。）が必要であり、特に佐賀関半島から南のリアス式海岸の湾奥では、集中効果などにより、津波の高さが高くなる可能性がある。また、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性がある。

### 2 活断層型地震

県内には、震源断層となる活断層として中央構造断層帯等が分布しており、従来の活動区間や活動規模、地震の発生確率、活動間隔等は次のとおりである。

○「中央構造線断層帯（⑩豊予海峡・由布院区間）」は過去の活動時期は、17世紀頃とされ、平均活動間隔は約1千6百～1千7百年とされている。活動時の地震の規模は、M7.8程度と推定されている。将来の地震発生確率は、今後30年内にほぼ0%とされ、Zランクに評価されている。

○「日出生断層帯」は、過去の活動時期は、約7千3百前以後、6世紀前とされ、平均活動間隔は約2万～2万7千年とされている。活動時の地震の規模は、M7.5程度と推定されている。将来の地震発生確率は、今後30年内にほぼ0%とされ、Zランクに評価されている。

- 「万年山ー崩平山断層帯」は、過去の活動時期は、13世紀以後とされ、平均活動間隔は約2千1百ー3千7百年とされている。活動時の地震の規模は、M7.3程度と推定されている。将来的地震発生確率は0.004%以下とされ、Zランクに評価されている。
- 周防灘断層群（主部）は、全体が一つの区間として活動すると推定され、その場合、マグニチュード7.6程度の地震が発生すると推定される。30年以内の地震発生確率は、2%～4%と見込まれ、我が国の主な活断層の中では高いグループに属する。
- 大分県中部地震クラスのマグニチュード6程度以下の地震については、地表に断層のずれが表れないため、活動履歴の把握が出来ず、将来の地震発生の予測は困難で、この規模の地震は、中央構造線断層帯（⑩豊予海峡・由布院区間）、日出生断層帯、万年山ー崩平山断層帯のどこでも常に発生する可能性があるものとして考えておく必要がある。
- 海域の地震では、津波に対する注意も必要であるが、活断層型地震は、地震動による建物の倒壊、火災、地盤の液状化による被害が大きいことから、それらに対する注意が特に必要である。  
なお、活断層型地震による津波は、浅い海底で起き、短時間の間に海面が上下するため浸水範囲が限定される。津波波源で持ち上げられた水の量や津波のエネルギーは、海溝型地震に比べて小さく、したがって遡上する範囲や距離が小さいと考えられている。  
また、海溝型地震と同様に第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性がある。

### 3 その他もの

県内では、海溝型地震・活断層による地震以外の地震も発生する可能性がある。このような地震については、地震発生場所の特定はもとより、地震発生確率等の長期評価を行うことは現時点では困難であるとされている。

県内は、地形的には山地や丘陵地がほとんどを占めており、しかも激しく浸食を受けた大起伏斜面が多いため、地震が発生した場合には、地震動による斜面崩壊の危険性がある。このような地形要因に加えて、斜面崩壊の要因としては、例えば1990年に竹田市で発生した斜面表層を覆う火山灰層の表面滑落型崩壊などに見られるように、火山地域では地質要因もその一因となりうる。

県内の沖積平野に見られる自然堤防付近、旧河道、旧池沼、扇状地、三角州など、及び谷底平野、埋立地などにおいて、その地盤が、粒径の揃った細砂や中砂からなる緩く堆積した砂層であり、かつ地下水位が地表面付近の浅いところにある場合は、地震時に液状化が発生する可能性がある。

なお、大分市などに見られる谷を埋めて造成した土地では、地震動による不等沈下、すべり等が発生する可能性がある。

県内に分布する活火山のうち、由布岳、鶴見岳ではおよそ4万年以上前から活動を開始し、2,000年前に由布岳で規模の大きな噴火活動があったことが知られている。この噴火の後は、主に鶴見岳で噴火が起こっており、有史の活動記録は867年にある。

九重山はおよそ15万年前から活動を開始したと考えられ、過去に3回の大規模な火碎流の噴出があったことが知られている。およそ1万年前以降も頻繁に噴火しており、6,000年頃前以降は約1,000年の間隔で噴火している。また、1995年10月には257年ぶりに小規模な噴火が見られ、現在も噴気活動を継続している。

## 第3節 県内に被害を及ぼした地震・津波

### 1 地震による災害

県内に被害を及ぼした地震は、表1のとおりである。

災害の原因となった地震には、南海トラフや日向灘で発生したもの（海溝型地震）、県の内陸部や別府湾地域の断層が動いて発生したと考えられるもの（活断層による地震）及びこれらの地震以外の地震がある。特に被害を及ぼした地震の震源は、伊予灘、別府湾、豊後水道、日向灘、南海道沖及び県内の臼杵一八代構造線と中央構造線及び別府一島原地溝帯の活断層が分布する領域である。近年では、昭和50年（1975年）に大分県中部を震源とする地震が発生し、庄内町、湯布院町等に家屋倒壊等の大きな被害を及ぼしている。また、平成28年（2016年）には、大分県中部を震央とする地震が発生し、別府市、由布市等に家屋倒壊等の被害を及ぼしている。

### 2 津波による災害

県内に被害を及ぼした津波は、表2のとおりである。

県内では、南海トラフで発生した1707年の宝永地震、1854年の安政南海地震、及び1946年の南海地震並びに別府湾で発生した1596年の慶長豊後地震並びに日向灘で発生した地震等によって津波が来襲した履歴がある。

南海トラフで発生した地震による津波は、東海道から四国にかけて大きな被害を及ぼしており、大分県でも、1707年の宝永地震が過去最大の地震と位置づけられている。この地震では、佐伯市米水津の養福寺で11.5mなど歴史的古文書の記録から津波の到達した高さが推定されている。

表1 県内に被害を及ぼした地震

発生年月日	地震発生地域	県内の被害の概要
679年 (天武7)	筑紫 M=6.5~7.5	五馬山が崩れ、温泉がところどころに出たが、うち1つは間歇泉であったと推定される。
1498年7月9日 (明応7)	日向灘 M=7.0~7.5	
1596年9月4日 (慶長元) 慶長豊後地震	別府湾 M=7.0±1/4	高崎山が崩壊。湯布院、日出、佐賀関で山崩れ。府内(大分)、佐賀関で家屋倒れ。津波(4m)により大分付近の村里はすべて流れる。
1698年10月24日 (元禄11)	大分 M=6.0	府内城の石垣壁崩れる。岡城破損。
1703年12月31日 (元禄16)	油布院※1、 庄内 M=6.5±1/4	領内山奥22か村で家潰273軒、破損369軒、石垣崩れ1万5千間、死者1、損馬2。油布院※、大分郡26か村で家潰580軒、道筋2~3尺地割れ。豊後頭無村人家崩れ、人馬死あり。
1705年5月24日 (宝永2)	阿蘇	岡城内外で破損多し。
1707年10月28日 (宝永4) 宝永地震	五畿七道 M=8.4	我が国最大級の地震の1つ。被害は駿河、甲斐、信濃、美濃、紀伊、近江、畿内、播磨、富山、中国、四国、九州に及ぶ。特に、東海道、伊勢湾、紀伊半島の被害がひどかった。県内で大分、木付※1、鶴崎、佐伯で震度5~6であった。津波が別府湾、臼杵湾、佐伯湾に来襲した。
1749年5月25日 (寛延2)	伊予宇和島 M=6.3/4	大分で千石橋破損。
1769年8月29日 (明和6)	日向、豊後 M=7.3/4 ±1/4	震源は佐伯湾沖で大分、臼杵、佐伯で震度6、国東で震度5。佐伯城石垣崩れ、城下で家破損。臼杵で家潰531軒、半潰253軒。大分で城内の石垣崩れ8、楼門破損、家潰271軒。
1854年12月23日 (安政元) 安政東海地震	東海、東山、 南海諸道 M=8.4	被害は伊豆から伊勢湾に及んだ。県内ではゆれを感じた。
1854年12月24日 (安政元) 安政南海地震	畿内、東海、 東山、北陸、 南海、山陰、 山陽道 M=8.4	前日発生した安政東海地震の32時間後に発生した。被害のひどかったのは紀伊、畿内、四国であった。県内では、別府で震度5~6であった。府内藩で家潰4546軒、死者18、臼杵藩で家潰500軒。津波は佐伯で2m。
1854年12月26日 (安政元)	伊予西部 M=7.3~7.5	鶴崎で家潰100軒。
1855年8月6日 (安政2)	杵築	城内破損。
1855年12月11日 (安政2)	豊後立石	家屋倒壊多し。
1857年10月12日 (安政4)	伊予、安芸 M=7.1/4±0.5	鶴崎で家屋倒壊3。
1891年10月16日 (明治24)	豊後水道 M=6.3	豊後東部の被害がひどく、家屋、土蔵の亀裂、瓦の墜落あり。
1898年12月4日 (明治31)	九州中央部 M=6.7	大分で古い家・蔵の小破。
1899年11月25日 (明治32)	日向灘 M=7.1、6.9	土蔵、家屋の破損あり。鶴崎で土蔵潰2。長洲町、杵築町で土蔵破壊。
1909年11月10日 (明治42)	宮崎県西部 M=7.6	南部の沿岸地方で壁の亀裂、瓦の墜落、崖崩れがあった。
1916年3月6日 (大正5)	大分県北部 M=6.1	大野郡三重町、直入郡宮砥村で碑が倒れた。

地震・津波対策編 第1部 総則  
第3章 大分県における地震・津波の特性  
第3節 県内に被害を及ぼした地震・津波

発生年月日	地震発生地域	県内の被害の概要
1921年4月19日 (大正10)	佐伯付近 M=5.5	数日前の降雨により緩んだ崖が崩れ、津久見、臼杵間で機関車が脱線。
1939年3月20日 (昭和14)	日向灘 M=6.5	佐伯、蒲江、津久見、臼杵町で家屋の壁の落下、土地の亀裂などの小被害。
1941年11月19日 (昭和16)	日向灘 M=7.2	沿岸部で多少の被害があった。
1946年12月21日 (昭和21) 南海地震	東海道沖 M=8.0	被害は西日本の太平洋側、瀬戸内に及んだ。津波も発生し、房総半島から九州沿岸を襲った。県内では震度3~5、津波は約1mであった。被害は死者4、負傷10、建物倒壊36、半壊91、道路の破損8。
1947年5月9日 (昭和22)	日田地方 M=5.5	日田町、中川村、三芳村で壁の亀裂、剥落、崖崩れ、道路損壊、墓石転倒などの被害があった。
1968年4月1日 (昭和43) 日向灘地震	日向灘 M=7.5	被害の大きかったのは高知県と愛媛県であった。県内では負傷1、道路損壊3、山崩れ3。津波が発生した。
1968年8月6日 (昭和43)	愛媛県西方沖 M=6.6	県内では、家屋全焼1、破損1、道路損壊2、山崩れ4。
1975年4月21日 (昭和50) 大分県中部地震	大分県中部 M=6.4	湯布院町扇山、庄内町内山付近を震源。地震前には山鳴り、地震時には発光現象がみられた。震度は湯布院で5、大分4、日田、津久見3であった。被害の区域は庄内町、九重町、湯布院町、直入町と狭かったが家屋の被害はひどく、庄内町丸山、九重町寺床ではほとんどの家屋が全壊または半壊であった。主な被害は次のとおり。 (大分県災異誌等による)  庄内町 負傷5、建物全壊31、半壊39、道路破損57、崖40 九重町 負傷11、建物全壊41、半壊34、道路破損84、崖98 湯布院町 負傷6、建物全壊0、半壊24、道路破損21、崖36 直入町 建物全壊5、半壊18、道路破損16、崖4など
1983年8月26日 (昭和58)	国東半島 M=6.6	国東半島を震源とし、大分、日田で震度3。中津市で民家が傾き、大分市では一時的に停電4万戸。
1984年8月7日 (昭和59)	日向灘北部 M=7.1	大分で震度4、日田で震度3。大分市、佐伯市でブロック塀の倒壊、屋根瓦の破損がみられた。岡城址では三の丸跡に亀裂が生じた。
1987年3月18日 (昭和62)	日向灘中部 M=6.6	大分で震度4、日田で震度3。竹田市、三重町で崖崩れ発生。
1989年11月16日 (平成元)	大分県北部 M=4.8	大分で震度3。日出町でガラスが割れる程度の被害。
2001年3月24日 (平成13) 芸予地震	安芸灘 M=6.7	上浦町で震度5弱。県内で道路被害1箇所、ガス被害1戸。
2002年11月4日 (平成14)	日向灘 M=5.9	蒲江町、鶴見町で震度5弱。 国見町でトンネルコンクリート片落下1箇所、佐伯市で窓ガラス1枚破損。
2005年3月20日 (平成17)	福岡県北西沖 M=7.0	中津市三光で震度5弱。中津市、日田市で水道施設被害。 中津市で住家一部破壊2棟。
2006年6月12日 (平成18)	大分県西部 M=6.2	佐伯市で震度5弱。佐伯市で住家1棟、豊後大野市で住家2棟の一部破損の被害。
2006年9月26日 (平成18)	伊予灘 M=5.3	国東市、臼杵市、佐伯市で震度4。臼杵市で住家2棟の一部破損。佐伯市で落石2箇所、通行止め1箇所発生。
2007年6月6日 (平成19)	大分県中部 M=4.9	別府市、国東市、杵築市、日出町で震度4。大分市で重傷者1名。別府市で水道管からの漏水3棟の被害。

地震・津波対策編 第1部 総則  
第3章 大分県における地震・津波の特性  
第3節 県内に被害を及ぼした地震・津波

発生年月日	地震発生地域	県内の被害の概要
2007年6月7日 (平成19)	大分県中部 $M=4.7$	別府市で震度4。別府市で住家1棟が一部破損の被害。
2009年6月25日 (平成21)	大分県西部 $M=4.7$	日田市、中津市で震度4。中津市で住家1棟が一部破損。 日田市、中津市で道路に落石が発生。
2014年3月14日 (平成26)	伊予灘 $M=6.2$	国東市、姫島村、臼杵市、佐伯市で震度5弱。大分市、佐伯市で軽傷者各1名。県内で住家41棟が一部破損。
2015年7月13日 (平成27)	大分県南部 $M=5.7$	佐伯市で震度5強。臼杵市、豊後大野市で軽傷者3名。県内で住家被害3件。
2016年4月16日 (平成28) 熊本地震	大分県中部 $M=5.7$	別府市、由布市で震度6弱、全市町村で震度4以上を観測。 人的被害：災害関連死（災害弔慰金法に基づき災害が原因で死 亡したと認めたれた方）が3名、重傷者11名、軽傷者22名。 住家被害：全壊9棟、半壊222棟、一部損壊8,062棟。 道路被害：216件（国道17件、県道38件、市町村道等159件）
2022年1月22日 (令和4)	日向灘 $M=6.6$	大分市、佐伯市、竹田市で震度5強。負傷者6人。 県内で建物被害6件。岡城跡の石垣一部崩落。

※1 当時の標記

日本被害地震総覧〔416〕－2001、大分県・大分地方気象台「大分県災異誌」などによる。

表2 県内に被害を及ぼした津波（県内で観測した津波）

発生年月日	津波発生地域	県内の被害の概要
684年11月29日 (天武13)	南海道沖 $M=8\frac{1}{4}$	
1361年 (正平16)	南海道沖 $M=8.4$	
1596年9月4日 (慶長元) 慶長豊後地震	伊予灘 $M=7.0\pm1/4$	別府湾で発生。大音響とともに海水が引いたのち大津波が来襲。大分付近の村はすべて流失。佐賀関では田畠60余町歩流失。
1605年2月3日 (慶長9) 慶長地震	室戸岬沖、東海沖 $M=7.9$	房総から九州にいたる太平洋岸に押し寄せた。
1707年10月28日 (宝永4) 宝永地震	紀伊半島沖 $M=8.4$	伊豆半島から九州までの太平洋沿岸、大阪湾、播磨、伊予灘に来襲した。県内での津波の高さは佐伯市米水津の養福寺で11.5mと推定され、臼杵では南津留荒田川付近まで津波が到達したとの記録がある。
1769年8月29日 (明和6)	日向灘 $M=7.4$	臼杵で汐入田2,666歩、水死者2人、海水の上下が見られた。津波の高さは2~2.5mと推定される。佐伯高潮被害。
1854年12月24日 (嘉永7) 安政南海地震	紀伊半島沖 $M=8.4$	津波は伊豆半島から九州、サンフランシスコまで及んだ。被害は紀伊半島から四国がひどかった。県内での津波の高さは、佐伯で2mと推定される。
1941年11月19日 (昭和16)	日向灘 $M=7.2$	津波の高さは、津久見で35cm、佐伯では10cmであった。
1946年12月21日 (昭和21) 南海地震	紀伊半島沖 $M=8.0$	津波は房総半島から九州にいたる沿岸を襲った。県内での津波の高さは、別府で70cm、大分で80cm、大野川で40cm、臼杵で40cm、佐伯で1mであった。
1960年5月23日 (昭和35) チリ地震津波	チリ沖 $M=9.5$	津波の高さは、中津で40cm、鶴崎で134cmであった。
1961年2月27日 (昭和36)	日向灘 $M=7.0$	大分県では被害がなかった。津波の高さは、佐伯で10cm、蒲江で15cmを記録した。
1968年4月1日 (昭和43) 日向灘地震	日向灘 $M=7.5$	愛媛、高知、大分、宮崎、熊本の各県で被害があった。津波の高さは、TP上では竹之浦で1.26m、蒲江で0.96mで、検潮記録による最大全振幅では大分（鶴ヶ崎）22cm、佐賀ノ関12cm、臼杵135cm、津久見62cm、佐伯65cm、蒲江240cmであった。
1969年4月21日 (昭和44)	日向灘 $M=6.5$	検潮記録によると津波の高さは、蒲江で15cmであった。
1969年8月12日 (昭和44)	北海道東方沖 $M=7.8$	検潮記録によると津波の高さは、蒲江で26cmであった。
1970年7月26日 (昭和45)	日向灘 $M=6.7$	検潮記録によると津波の高さは、蒲江で38cm、佐伯で18cmであった。
1972年12月4日 (昭和47)	八丈島東方沖 $M=7.2$	津波の高さは、蒲江で18cmであった。
2010年2月27日 (平成22)	チリ中部沿岸 $M=8.8$	南米チリで大きな被害、日本では三陸沿岸の養殖施設に被害が 発生したが、大分県内には被害はなかった。 津波の高さは、別府港で41cm、大分で30cmであった。
2010年12月22日 (平成22)	父島近海 $M=7.4$	津波の高さは、佐伯市松浦で5cmであった。
2011年3月11日 (平成23) 東北地方 太平洋沖地震	三陸沖 $M=9.0$	東北地方から関東地方北部の太平洋側を中心に北海道から沖縄にかけての広い範囲で津波を観測、甚大な被害となった。大分県内では養殖施設8、定置網2、標識灯1の被害があった。 津波の高さは、別府港で55cm、大分で42cm、佐伯市松浦で43cm

地震・津波対策編 第1部 総則  
第3章 大分県における地震・津波の特性  
第3節 県内に被害を及ぼした地震・津波

		cmであった。
--	--	---------

「日本被害津波総覧第2版」、大分県・大分地方気象台「大分県災異誌」などによる。

## 第4章 地震・津波の想定

第1節 地震・津波想定  
第2節 被害想定

## 第1節 地震・津波想定

平成29年12月に地震調査研究推進本部が公表した「中央構造線断層帯の長期評価（第二版）」、「日出生断層帯の長期評価（第一版）」及び「万年山-崩平山断層帯の長期評価（第一版）」を受けて、本県に及ぼす影響と対策について検討するため、平成30年2月に大分県有識者会議を設置し有識者からの意見を踏まえ、過去の調査内容を踏襲したうえで、最新の知見を反映した平成30年度大分県地震被害想定調査と、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震を受けて、本県に被害を及ぼした地震・津波の歴史記録を繙き、大分県防災対策推進委員会（平成24年4月30日までは大分県地域防災計画再検討委員会）有識者会議・被害想定部会の意見を踏まえて行った平成24年度大分県津波浸水予測調査・地震津波被害想定調査、阪神淡路大震災規模の地震を想定して行った平成19年度大分県地震被害想定調査に基づき、次の地震・津波を想定する。

なお、防災・減災対策を推進するに当たっては、各地域において最大の被害が予測される地震・津波を対象とするが、津波被害のおそれがある沿岸市町村は、本県における海溝型地震と活断層型地震に係る過去の活動間隔や地震の発生確率から、南海トラフの巨大地震を喫緊の課題として捉え、防災・減災対策を推進し、活断層型地震に対する対応については、国の調査研究等の動向を踏まえて、中期的な課題として、今後検討していくものとする。

### 1 想定する地震・津波

#### (1) 想定する地震・津波被害（震源）

- ① 南海トラフ
- ② 中央構造線断層帯
- ③ 周防灘断層群（主部）
- ④ 日出生断層帯
- ⑤ 万年山-崩平山断層帯
- ⑥ プレート内

平成19年度 大分県地震被害想定調査	
想定地震	
日向灘	
東南海・南海 <sup>※1</sup>	
中央構造線	
別府地溝南縁断層帯	
別府湾断層帯	
周防灘断層帯	
別府地溝北縁断層帯	
崩平山-万年山地溝北縁断層帯	
プレート内	

平成24年度 大分県地震津波被害想定調査	
想定地震	
南海トラフの巨大地震	
別府湾の地震 (慶長豊後型)	
周防灘断層群主部	

平成30年度 大分県地震被害想定調査	
想定地震	
①南海トラフの巨大地震	
②中央構造線断層帯	
③周防灘断層群主部	
④日出生断層帯	
⑤万年山-崩平山断層帯	
⑥プレート内	

(2) 想定する津波浸水予測（平成24年度大分県津波浸水予測調査）

- ① 南海トラフ
- ② 別府湾の地震（慶長豊後型地震）
- ③ 周防灘断層群（主部）

## 2 地震動

上記1(1)の震源域から想定される地震動は次のとおりである。

対象地震等	最大震度	震度6弱以上が想定される地域
(1) - ①	6強	大分市、佐伯市、臼杵市、竹田市、杵築市、豊後大野市
- ②	7	大分市、別府市、臼杵市、杵築市、宇佐市、由布市、国東市、日出町、九重町、玖珠町
- ③	6強	中津市、豊後高田市、宇佐市、国東市
- ④	7	大分市、別府市、中津市、臼杵市、杵築市、宇佐市、由布市、日出町、九重町、玖珠町
- ⑤	7	大分市、日田市、竹田市、豊後大野市、由布市、九重町、玖珠町
- ⑥	6強	大分市、別府市、佐伯市、臼杵市、津久見、竹田市、杵築市、豊後大野市、日出町

## 地震・津波対策編 第1部 総則

## 第4章 地震・津波の想定

## 第1節 地震・津波想定

**3 津波高及び津波到達時間等**

平成24年度大分県津波浸水予測調査（以下「津波浸水調査」という。）に基づく津波高及び津波到達時間は次のとおりである。

## (1) 津波高

市町村	地点名	南海トラフの巨大地震 (2012内閣府モデルケース11)			別府湾の地震 (慶長豊後型地震)			周防灘断層群（主部）		
		最大津波高 (地殻変動前) ① (T.P.m)	地殻変動量 ② (m)	最大津波高 (地殻変動後) ③ (①-②) (m)	最大津波高 (地殻変動前) ④ (T.P.m)	地殻変動量 ⑤ (m)	最大津波高 (地殻変動後) ⑥ (④-⑤) (m)	最大津波高 (地殻変動前) ⑦ (T.P.m)	地殻変動量 ⑧ (m)	最大津波高 (地殻変動後) ⑨ (⑦-⑧) (m)
中津市	小祝新町	2.74	△ 0.01	2.75	2.34	△ 0.01	2.35	2.17	0.02	2.15
	犬丸川河口	2.89	△ 0.02	2.91	2.57	△ 0.01	2.58	2.29	0.01	2.28
宇佐市	郡中新田	2.68	△ 0.04	2.72	2.28	△ 0.02	2.30	2.22	△ 0.01	2.23
	和間海浜公園	2.70	△ 0.05	2.75	2.23	△ 0.01	2.24	2.24	△ 0.01	2.25
豊後高田市	高田港	2.71	△ 0.06	2.77	2.21	△ 0.02	2.23	2.26	△ 0.03	2.29
	真玉町浜下	2.70	△ 0.07	2.77	2.17	△ 0.01	2.18	2.61	△ 0.08	2.69
	香々地町見目	2.72	△ 0.08	2.80	2.25	△ 0.02	2.27	2.90	△ 0.19	3.09
姫島村	南浦	2.89	△ 0.08	2.97	2.77	△ 0.01	2.78	2.57	△ 0.11	2.68
	西浦漁港	2.73	△ 0.08	2.81	2.23	△ 0.01	2.24	4.94	△ 0.12	5.06
	東浦漁港（稻穀）	2.88	△ 0.08	2.96	2.40	△ 0.02	2.42	2.58	△ 0.08	2.66
国東市	国見町伊美港	2.73	△ 0.09	2.82	2.28	△ 0.01	2.29	2.91	△ 0.13	3.04
	国東町国東港	2.87	△ 0.15	3.02	3.11	△ 0.04	3.15	2.06	△ 0.03	2.09
	武蔵町武蔵港	3.09	△ 0.17	3.26	2.62	△ 0.08	2.70	1.93	△ 0.03	1.96
	安岐町塩屋	5.04	△ 0.19	5.23	4.42	△ 0.14	4.56	1.74	△ 0.03	1.77
杵築市	奈多	3.12	△ 0.20	3.32	4.28	△ 0.20	4.48	1.66	△ 0.03	1.69
	守江字瀬手	3.32	△ 0.19	3.51	3.28	△ 0.25	3.53	1.45	△ 0.03	1.48
	八坂川河口	3.45	△ 0.17	3.62	3.09	△ 0.23	3.32	1.50	△ 0.03	1.53
	熊野	4.05	△ 0.21	4.26	3.66	△ 0.41	4.07	1.39	△ 0.03	1.42
日出町	丸尾川河口	4.43	△ 0.18	4.61	3.59	△ 0.43	4.02	1.55	△ 0.03	1.58
	大神漁港	4.09	△ 0.19	4.28	3.04	△ 0.60	3.64	1.32	△ 0.03	1.35
	日出港	4.92	△ 0.09	5.01	4.35	△ 0.45	4.80	1.53	△ 0.03	1.56
別府市	亀川東町	4.71	△ 0.07	4.78	3.43	△ 1.70	5.13	1.52	△ 0.02	1.54
	北的ヶ浜町（弓ヶ浜町）	4.47	△ 0.14	4.61	3.12	△ 2.30	5.42	1.39	△ 0.02	1.41
大分市	田ノ浦ビーチ	4.23	△ 0.21	4.44	3.74	△ 2.75	6.49	1.34	△ 0.02	1.36
	豊海五丁目	4.01	△ 0.29	4.30	3.30	△ 3.40	6.70	1.36	△ 0.02	1.38
	大野川河口	3.25	△ 0.35	3.60	2.98	△ 4.28	7.26	1.44	△ 0.02	1.46
	佐賀関港	3.53	△ 0.56	4.09	2.71	△ 0.25	2.96	1.46	△ 0.02	1.48
	佐賀関西町	7.75	△ 0.56	8.31	1.71	△ 0.20	1.91	1.43	△ 0.02	1.45
	上浦漁港	5.45	△ 0.52	5.97	1.98	△ 0.17	2.15	1.37	△ 0.01	1.38
臼杵市	深江泊ヶ内	3.55	△ 0.71	4.26	1.65	△ 0.05	1.70	1.11	△ 0.01	1.12
	臼杵川河口	5.12	△ 0.63	5.75	2.06	△ 0.11	2.17	1.24	△ 0.01	1.25
津久見市	港町	4.56	△ 0.70	5.26	2.32	△ 0.03	2.35	1.29	△ 0.01	1.30
	長目	4.32	△ 0.71	5.03	2.31	△ 0.04	2.35	1.22	△ 0.01	1.23
	四浦字落の浦	4.86	△ 0.82	5.68	1.85	0.00	1.85	1.13	△ 0.01	1.14
佐伯市	上浦蒲戸	4.44	△ 0.82	5.26	1.42	△ 0.01	1.43	1.07	△ 0.01	1.08
	上浦津井	6.66	△ 0.75	7.41	1.35	△ 0.01	1.36	0.91	△ 0.01	0.92
	葛港	6.61	△ 0.79	7.40	1.59	△ 0.01	1.60	0.94	△ 0.01	0.95
	日向泊浦	5.45	△ 0.78	6.23	1.41	△ 0.01	1.42	0.90	△ 0.01	0.91
	鶴見地松浦	5.39	△ 0.90	6.29	1.84	△ 0.01	1.85	0.95	△ 0.01	0.96
	米水津浦代浦	11.90	△ 0.86	12.76	1.28	△ 0.01	1.29	0.91	△ 0.01	0.92
	米水津色利浦	10.71	△ 0.75	11.46	1.22	△ 0.01	1.23	0.89	△ 0.01	0.90
	蒲江新町	10.20	△ 0.83	11.03	1.42	△ 0.01	1.43	1.11	△ 0.01	1.12
	蒲江丸市尾浦	12.79	△ 0.71	13.50	1.55	△ 0.01	1.56	1.12	△ 0.01	1.13

注1 地殻変動量②、⑤、⑧におけるマイナス数値は、沈降を示している。

2 各地点において、3地震を比較し、最大となる津波高に着色している。

## (2) 津波到達時間

市町村名	地点	南海トラフの巨大地震 (2012内閣府モデルケース11)		別府湾の地震 (慶長豊後型地震)		周防灘断層群（主部）	
		1 m津波高	最大津波高	1 m津波高	最大津波高	1 m津波高	最大津波高
中津市	小祝新町	-	3時間26分	-	4時間56分	-	1時間5分
	大丸川河口	-	3時間20分	-	3時間6分	-	1時間54分
宇佐市	郡中新田	-	3時間14分	-	3時間7分	-	1時間47分
	和間海浜公園	-	3時間9分	-	4時間35分	-	30分
豊後高田市	高田港	-	3時間9分	-	4時間32分	-	28分
	真玉町浜下	-	5時間36分	-	3時間36分	-	19分
	香々地町見目	-	5時間43分	-	2時間40分	13分	13分
姫島村	南浦	-	2時間37分	-	1時間41分	-	23分
	西浦漁港	-	5時間31分	-	2時間17分	15分	16分
	東浦漁港（稲積）	-	2時間39分	-	1時間39分	-	26分
国東市	国見町伊美港	-	5時間30分	-	1時間44分	18分	18分
	国東町国東港	1時間22分	2時間22分	24分	24分	-	43分
	武蔵町武蔵港	1時間15分	1時間20分	23分	51分	-	56分
	安岐町塩屋	1時間10分	1時間32分	17分	18分	-	1時間0分
杵築市	奈多	1時間13分	1時間27分	15分	18分	-	1時間2分
	守江字灘手	1時間20分	1時間45分	18分	20分	-	2時間4分
	八坂川河口	1時間25分	1時間52分	23分	1時間21分	-	2時間10分
	熊野	1時間18分	1時間41分	12分	14分	-	1時間57分
日出町	丸尾川河口	1時間23分	1時間39分	14分	1時間4分	-	1時間36分
	大神漁港	1時間29分	1時間41分	12分	46分	-	1時間35分
	日出港	1時間25分	1時間48分	28分	48分	-	1時間30分
別府市	亀川東町	1時間25分	1時間44分	30分	45分	-	1時間28分
	北的ヶ浜町（弓ヶ浜町）	1時間25分	1時間48分	24分	40分	-	1時間25分
大分市	田ノ浦ビーチ	1時間27分	1時間47分	18分	39分	-	1時間28分
	豊海五丁目	1時間27分	1時間41分	17分	57分	-	2時間1分
	大野川河口	1時間28分	1時間48分	18分	1時間3分	-	1時間45分
	佐賀関港	1時間3分	1時間15分	3分	5分	-	2時間13分
	佐賀関西町	53分	1時間9分	-	1時間25分	-	1時間34分
	上浦漁港	50分	1時間10分	-	1時間24分	-	2時間8分
臼杵市	深江泊ケ内	51分	1時間6分	-	1時間29分	-	2時間13分
	臼杵川河口	58分	1時間5分	2時間15分	2時間16分	-	2時間20分
津久見市	港町	51分	1時間0分	1時間19分	1時間24分	-	1時間25分
	長目	50分	57分	1時間22分	1時間23分	-	1時間28分
	四浦字落の浦	46分	1時間6分	-	1時間26分	-	5時間13分
佐伯市	上浦蒲戸	37分	45分	-	1時間40分	-	5時間15分
	上浦津井	41分	50分	-	1時間40分	-	2時間27分
	葛港	46分	54分	-	1時間41分	-	3時間25分
	日向泊浦	40分	49分	-	1時間46分	-	5時間17分
	鶴見地松浦	41分	49分	1時間51分	1時間51分	-	3時間21分
	米水津浦代浦	28分	36分	-	4時間13分	-	5時間36分
	米水津色利浦	28分	36分	-	4時間13分	-	5時間36分
	蒲江新町	26分	32分	-	2時間41分	-	5時間49分
	蒲江丸市尾浦	26分	34分	-	4時間5分	-	4時間29分

注1 「1 m津波高」欄の「-」は、地震による津波の変動が1 m未満のため計測されない。

2 別府湾の地震（慶長豊後型地震）の津波到達時間は、歴史記録の津波高を満たすために別府湾の断層を時間差で連動させた場合であり、同時に動いた場合の「1 m津波高」の到達時間は、数分となる地点が予想される。

## 地震・津波対策編 第1部 総則

### 第4章 地震・津波の想定

#### 第1節 地震・津波想定

##### (3) 防災対策の基準

津波シミュレーションにおける津波断層モデルの不確実性、計算誤差等を考慮して、津波浸水調査による浸水予測図を基準（原則として、堤防が機能しないとした場合の3つの地震に係る浸水予測図を重ね合わせた最大のもの）に、各市町村において設定する津波避難対策等の基準は次のとおりである。

市町村名	対象地震	対象地域	水平避難		垂直避難		【参考】平成23年度地震・津波高の緊急対応暫定想定を基にしたこれまでのソフト対策基準(m)
			市町村	県 (堤防が機能しない場合)	市町村	県 (最大浸水深) (m)	
佐伯市	南海トラフ	佐伯市上浦	浸水域のラインよりも内陸側	最大浸水深以上	・ 上浦蒲戸 海拔 6 m以上 ・ 上浦津井 海拔 8 m以上	海拔 9 m以上	【参考】平成23年度地震・津波高の緊急対応暫定想定を基にしたこれまでのソフト対策基準(m)
		旧佐伯市			海拔 8 m以上	海拔 1 1 m以上	
		佐伯市鶴見			海拔 7 m以上	海拔 8 m以上	
		佐伯市米水津			・ 米水津浦代浦 海拔 1 3 m以上 ・ 米水津色利浦 海拔 1 2 m以上	海拔 1 9 m以上	
		佐伯市蒲江			・ 蒲江新町 海拔 1 1 m以上 ・ 蒲江丸市尾浦 海拔 1 4 m以上	海拔 1 2 m以上	
津久見市	南海トラフ	津久見市全域	海拔 1 0 m以上	海拔 6 m以上	海拔 6 m以上	海拔 1 0 m以上	
臼杵市	南海トラフ	(海拔10m以下地域) 深江地区、上浦地区、中央地区、南部地区、市浜地区、下南地区、南都留地区、上北地区、下北地区、海边地区、下ノ江地区、佐志生地区	海拔 1 0 m以上	海拔 1 0 m以上	・ 深江地区 海拔 5 m以上 ・ 白杵川河口 海拔 6 m以上	海拔 1 0 m以上	
大分市	南海トラフ 別府湾	大分市全域	海拔 1 0 m以上 ※海拔 1 0 m以上の避難場所の確保が困難な地域については、津波の浸水想定を勘案しながら、避難場所の確保に努めていく。  「大分県津波浸水予測調査の浸水予測図(確定値)」による浸水域を基準とする。 なお、それ以上に内陸側に広く設定することができる。	海拔 1 0 m以上	・ 田ノ浦～豊海 海拔 7 m以上 ・ 大野川 海拔 8 m以上 ・ 佐賀関港 海拔 4 m以上 ・ 佐賀関西町 海拔 9 m以上 ・ 上浦漁港 海拔 6 m以上	海拔 1 0 m以上	
別府市	別府湾	別府市全域	海拔 1 0 m以上	海拔 1 0 m以上	海拔 6 m以上	海拔 1 0 m以上	
日出町	南海トラフ	日出町全域	浸水域のラインよりも内陸側	海拔 8 m以上	海拔 5 m以上	海拔 7. 9 5 m以上	
杵築市	南海トラフ 別府湾周防灘	沿岸部45行政区	海拔 8 m以上	海拔 8 m以上	・ 熊野、奈多 海拔 5 m以上 ・ 守江、八坂川 海拔 4 m以上	海拔 8 m以上	
国東市	南海トラフ 別府湾周防灘	国東市全域	海拔 1 0 m以上 ※近くに指定避難場所がない場合は、最低 6 m以上	海拔 6 m以上	・ 安岐町 海拔 6 m以上 ・ それ以外 海拔 4 m以上	海拔 1 0 m以上	
姫島村	周防灘 南海トラフ	姫島村全域	海拔 6 m以上	海拔 6 m以上	・ 西浦漁港 海拔 6 m以上 ・ それ以外 海拔 3 m以上	海拔 7. 0 8 m以上	
豊後高田市	南海トラフ 周防灘	豊後高田市全域	海拔 1 0 m以上 ※近くに高台がない場合は、最低でも 6 m以上	海拔 4 m以上	海拔 4 m以上	海拔 1 0 m以上 ※近くに高台がない場合は、最低でも 6 m以上	
宇佐市	南海トラフ 周防灘	宇佐市全域	海拔 7 m以上	海拔 7 m以上	海拔 3 m以上	海拔 7 m以上	
中津市	南海トラフ	中津市全域	浸水域のラインよりも内陸側	海拔 3 m以上	海拔 3 m以上	暫定想定の2倍で海拔5. 1 m以上	

## 第2節 被害想定

### 1 人的・物的被害の想定

第1節で想定する地震・津波に対して、平成30年度大分県地震被害想定調査に基づいて予測される被害は次のとおりであり、各地域の実情に応じて被害を想定する。

減災対策による人的被害の軽減効果として、早期避難率が高く、避難の呼びかけが効果的に行われ、かつ、津波避難ビルが効果的に機能した場合には、南海トラフの地震で、約2万人の死者数が592人まで軽減できる。また、耐震化による建物被害の軽減ということでは、耐震化することで、南海トラフの地震で、約2千2百棟が倒壊を免れることができる。

#### ○ 各地震の最大となる人的被害・物的被害量

##### (1) 人的被害

###### ○早期避難率が低い場合

【単位：人】

地震名	季節時刻	死者	重篤者	重傷者	中等傷者
中央構造線断層帯による地震	冬5時	18,666	47	4,120	11,170
	夏12時	28,972	152	3,087	9,985
	冬18時	30,627	287	3,620	11,322
日出生断層帯による地震	冬5時	356	11	67	771
	夏12時	524	64	285	1,567
	冬18時	833	115	497	2,129
万年山-崩平山断層帯による地震	冬5時	20	0	1	27
	夏12時	13	0	4	37
	冬18時	13	0	7	39
南海トラフの巨大地震	冬5時	15,178	3	3,991	7,960
	夏12時	20,077	6	1,751	3,677
	冬18時	19,519	8	1,645	3,439
周防灘断層群主部による地震	冬5時	859	0	387	750
	夏12時	883	0	218	427
	冬18時	924	0	215	422
プレート内地震	冬5時	17	0	6	83
	夏12時	15	3	28	146
	冬18時	17	6	47	165

###### ○早期避難率が高く、効果的な呼びかけが行われた場合

【単位：人】

地震名	季節時刻	死者	重篤者	重傷者	中等傷者
中央構造線断層帯による地震	冬5時	7,108	47	1,734	6,536
	夏12時	12,104	152	1,597	7,091
	冬18時	13,756	287	2,452	9,055
南海トラフの巨大地震	冬5時	679	3	86	379
	夏12時	592	6	64	406
	冬18時	633	8	77	393
周防灘断層群主部による地震	冬5時	445	0	198	385
	夏12時	463	0	111	218
	冬18時	483	0	110	212

\*津波被害予測の対象地震のみ記載（津波による被害は、堤防が機能しない場合）

(2) 建物被害

【単位：棟】

地震名	季節時刻	全壊・焼失	半壊	床上浸水	床下浸水
中央構造線断層帯による地震	冬5時	67,980	52,300	7,556	3,560
	夏12時	76,367			
	冬18時	88,408			
日出生断層帯による地震	冬5時	12,690	17,719	/	/
	夏12時	16,743			
	冬18時	21,182			
万年山-崩平山断層帯による地震	冬5時	2,091	3,702	/	/
	夏12時	2,092			
	冬18時	2,095			
南海トラフの巨大地震	冬5時	29,689	30,028	20,542	7,820
	夏12時	29,693			
	冬18時	29,704			
周防灘断層群主部による地震	冬5時	569	1,816	2,446	1,289
	夏12時	569			
	冬18時	569			
プレート内地震	冬5時	3,080	6,389	/	/
	夏12時	3,082			
	冬18時	3,088			

(3) ブロック塀倒壊

地震名	塀数	倒壊数
中央構造線断層帯による地震		27,968
日出生断層帯による地震		19,796
万年山-崩平山断層帯による地震		5,443
南海トラフの巨大地震		17,827
周防灘断層群主部による地震		3,000
プレート内地震		18,629

(4) 上水道

地震名	被害箇所数 (箇所)	影響人口 (人)	断水率 [直後]	断水率 [1週間後]
中央構造線断層帯による地震	約7,100	約649,000	61%	31%
日出生断層帯による地震	約1,250	約522,000	49%	25%
万年山-崩平山断層帯による地震	約150	約40,000	4%	2%
南海トラフの巨大地震	約730	約374,000	35%	17%
周防灘断層群主部による地震	約10	約3,000	0%	0%
プレート内地震	約400	約223,000	21%	10%

(5) 電力

地震名	被害本数 (本)	停電需要家 (千世帯)	停電率
中央構造線断層帯による地震	約920	約59	13%
日出生断層帯による地震	約330	約39	9%
万年山-崩平山断層帯による地震	約90	約14	6%
南海トラフの巨大地震	約560	約43	10%
周防灘断層群主部による地震	0	0	0%
プレート内地震	約370	約39	9%

(6) 一般電話等情報通信

地震名	被害本数 (本)	不通回線数 (千回線)	不通率
中央構造線断層帯による地震	約4,000	約178	14%
日出生断層帯による地震	約3,800	約137	11%
万年山-崩平山断層帯による地震	約2,500	約53	4%
南海トラフの巨大地震	約4,100	約88	7%
周防灘断層群主部による地震	約2,100	約12	1%
プレート内地震	約3,800	約122	7%

(7) 都市ガス

地震名	被害箇所数 (箇所)	供給停止 エリア
中央構造線断層帯による地震	約490	大分・別府
日出生断層帯による地震	約590	大分・別府
万年山-崩平山断層帯による地震	0	なし
南海トラフの巨大地震	約80	大分・別府
周防灘断層群主部による地震	0	なし
プレート内地震	約30	大分の一部

(8) 道路施設

地震名	被害箇所数 (箇所)	被害率 (箇所/km)
中央構造線断層帯による地震	約100	0.05
日出生断層帯による地震	約100	0.05
万年山-崩平山断層帯による地震	約70	0.03
南海トラフの巨大地震	約110	0.05
周防灘断層群主部による地震	約30	0.01
プレート内地震	約110	0.06

地震・津波対策編 第1部 総則  
第4章 地震・津波の想定  
第2節 被害想定

(9) 鉄道施設

地震名	路線	被害箇所数 (箇所)	被害率 (箇所/km)
中央構造線断層帯による地震	日豊線	140	0.7
	久大線	92	0.8
	豊肥線	36	0.5
	日田彦山線	0	0
	合計	268	0.7
日出生断層帯による地震	日豊線	70	0.4
	久大線	79	0.7
	豊肥線	11	0.1
	日田彦山線	0	0
	合計	160	0.4
万年山-崩平山断層帯による地震	日豊線	4	0
	久大線	60	0.6
	豊肥線	4	0
	日田彦山線	0	0
	合計	68	0.2
南海トラフの巨大地震	日豊線	53	0.3
	久大線	21	0.2
	豊肥線	28	0.4
	日田彦山線	1	0.1
	合計	103	0.3
周防灘断層群主部による地震	日豊線	8	0
	久大線	0	0
	豊肥線	0	0
	日田彦山線	0	0
	合計	8	0

地震・津波対策編 第1部 総則  
第4章 地震・津波の想定  
第2節 被害想定

(10) 港湾施設

地震名	港湾	ベース数 (箇所)	被害ベース数(箇所)	
			レベルⅡ	レベルⅢ
中央構造線断層帯による地震	大分港	68	68	68
	別府港	8 (1)	7	7
	津久見港	3 (1)	0	0
	佐伯港	13	0	0
	中津港	7	0	0
	合計	99 (2)	75	75
日出生断層帯による地震	大分港	68	40	24
	別府港	8 (1)	7	7
	津久見港	3 (1)	0	0
	佐伯港	13	0	0
	中津港	7	2	1
	合計	99 (2)	49	32
万年山-崩平山断層帯による地震	大分港	68	5	1
	別府港	8 (1)	2	1
	津久見港	3 (1)	0	0
	佐伯港	13	0	0
	中津港	7	0	0
	合計	99 (2)	7	2
南海トラフの巨大地震	大分港	51	20	8
	別府港	9 (1)	1	0
	津久見港	3 (1)	0	0
	佐伯港	12	7	4
	中津港	7	0	0
	合計	82 (2)	28	12
周防灘断層群主部による地震	大分港	51	0	0
	別府港	9 (1)	0	0
	津久見港	3 (1)	0	0
	佐伯港	12	0	0
	中津港	7	3	1
	合計	82 (2)	3	1

※「ベース数」欄の( )内は耐震ベース数(内数)。

※レベルⅡ：短期間で修復可、レベルⅢ：ほぼ崩壊、かつ、復旧に長期間を要する。

地震・津波対策編 第1部 総則  
第4章 地震・津波の想定  
第2節 被害想定

(11) 避難所生活者数

地震名	1日後	1週間後	1か月後
中央構造線断層帯による地震	277,967	242,562	206,951
日出生断層帯による地震	116,344	96,291	47,634
万年山-崩平山断層帯による地震	11,019	7,757	3,127
南海トラフの巨大地震	109,562	99,124	64,131
周防灘断層群主部による地震	2,931	2,596	2,140
プレート内地震	35,241	29,388	7,137

(12) 帰宅困難者数

地震名	通勤・通学者 (人)	帰宅困難者 (人)
中央構造線断層帯による地震		
日出生断層帯による地震		
万年山-崩平山断層帯による地震	606,644	72,756
南海トラフの巨大地震		
周防灘断層群主部による地震		
プレート内地震		

(13) 医療対応不足数

地震名	重篤者 (人)	重傷者 (人)	中等傷者 (人)
中央構造線断層帯による地震	△581	△3,807	△965
日出生断層帯による地震	△180	499	10,501
万年山-崩平山断層帯による地震	22	2,115	14,809
南海トラフの巨大地震	△5	△620	7,072
周防灘断層群主部による地震	7	1,601	11,635
プレート内地震	5	1,087	11,965

(14) 仮設トイレ需要量

地震名	人数 (人)	必要量 (基/100人)	必要量 (基/50人)
中央構造線断層帯による地震	248,715	2,488	4,974
日出生断層帯による地震	87,110	872	1,741
万年山-崩平山断層帯による地震	5,855	58	116
南海トラフの巨大地震	88,805	888	1,776
周防灘断層群主部による地震	2,455	25	48
プレート内地震	21,173	212	422

地震・津波対策編 第1部 総則  
第4章 地震・津波の想定  
第2節 被害想定

**(15) 瓦礫発生量**

地震名	重量 (トン)	体積 (m <sup>3</sup> )	東京ドーム (個分)
中央構造線断層帯による地震	10,628,961	12,536,691	10.1
日出生断層帯による地震	2,272,003	2,919,970	2.4
万年山-崩平山断層帯による地震	254,708	386,072	0.3
南海トラフの巨大地震	2,746,645	4,535,810	3.7
周防灘断層群主部による地震	104,049	167,150	0.1
プレート内地震	809,593	837,271	0.7

**(16) 孤立集落**

地震名	農業集落	漁業集落	農業・漁業集落
中央構造線断層帯による地震	21	0	2
日出生断層帯による地震	29	0	0
万年山-崩平山断層帯による地震	27	0	0
南海トラフの巨大地震	23	11	
周防灘断層群主部による地震	0	1	
プレート内地震			

**(17) 経済被害**

地震名	直接被害額 (兆円)	間接被害額 (兆円)
中央構造線断層帯による地震	3	0.8
日出生断層帯による地震	0.8	0.2
万年山-崩平山断層帯による地震	0.1	0.1
南海トラフの巨大地震	1.3	0.4
周防灘断層群主部による地震	0.1	0.1
プレート内地震		

○ 減災対策による軽減効果

(1) 避難の迅速化、津波避難ビルの指定による人的被害の軽減（各地震で人的被害が最大となるケース）

① 早期避難率が高く、避難の呼びかけが効果的に行われた場合

地震名	最大死者数(a) (人)	効果的な避難がで きた場合の最大死 者数(b) (人)	減少数(a-b) (人)
中央構造線断層帯による地震（冬18時）	27,587	10,716	16,871
南海トラフの巨大地震（夏12時）	20,023	538	19,485
周防灘断層群主部による地震（冬18時）	924	483	441

② 津波避難ビルが効果的に機能した場合

地震名	最大死者数(a) (人)	津波避難ビルが機 能した場合の最大死 者数(b) (人)	減少数(a-b) (人)
中央構造線断層帯による地震（冬18時）	27,587	10,135	17,452
南海トラフの巨大地震（夏12時）	20,023	9,252	10,771
周防灘断層群主部による地震（冬18時）	924	898	26

③ 迅速な避難と津波避難ビルが効果的に機能した場合

地震名	最大死者数(a) (人)	迅速避難ができ、 避難ビルが機能し た場合の最大死者 数(b) (人)	減少数(a-b) (人)
中央構造線断層帯による地震（冬18時）	27,587	5,007	22,580
南海トラフの巨大地震（夏12時）	20,023	441	19,582
周防灘断層群主部による地震（冬18時）	924	456	468

(2) 建物耐震化による人的被害の軽減（建物倒壊による死者数が最大となる冬5時の場合）

地震名	耐震補強前(a) (人)	耐震補強後(b) (人)	減少数(a-b) (人)
中央構造線断層帯による地震	2,214	1,309	905
日出生断層帯による地震	354	116	238
万年山-崩平山断層帯による地震	19	3	16
南海トラフの巨大地震	62	9	53
周防灘断層群主部による地震	0	0	0
プレート内地震	17	2	15

(3) 建物耐震化による建物被害の軽減

地震名	耐震補強前(a) (棟)	耐震補強後(b) (棟)	減少数(a-b) (棟)
中央構造線断層帯による地震	56,368	33,854	22,514
日出生断層帯による地震	11,347	4,041	7,306
万年山-崩平山断層帯による地震	1,903	412	1,491
南海トラフの巨大地震	2,899	675	2,224
周防灘断層群主部による地震	88	9	79
プレート内地震	869	188	681

## 2 減災目標と具体的な防災・減災対策

1の人的・物的被害の想定を踏まえ、人命最優先にソフトとハード対策を組み合わせて、第2部災害予防で記載する防災・減災対策を推進するほか、想定される人的・物的被害を最小限にするため、具体的な減災目標を定めた「大分県地震・津波防災アクションプラン」を策定し、進行管理を行うとともに、市町村と目標を共有しながら推進するものとする（平成31年3月策定、計画期間は平成31年度から令和5年度までの5年間。）。既に最終目標を達成した指標について更に取り組みを推進するとともに、コロナ禍社会への対応をはじめとする計画策定後における諸情勢の変化に的確に対応し、計画を着実に推進するため、計画中間年にあたる令和3年度に中間見直しを実施した。全56目標指数のうち、22目標指数を見直した。

### ○ 大分県地震・津波防災アクションプラン

#### (1) 減災目標

大分県地震被害想定調査の対象となっている各地震において想定されている死者数の半減を目指し、その中でも、喫緊の課題である南海トラフの巨大地震については、同調査で示された軽減効果（死者数約2万人を約6百人に軽減）の達成を目指す。

さらに、これらの目標にとどまらず、死者数を限りなくゼロにすることを目指す。

#### (2) 具体的な防災・減災対策（施策体系）

上記減災目標を達成するために、次のとおり「3つの柱」「27の施策項目」「97のアクションプラン項目」の施策体系に沿って、着実に推進する。

地震・津波対策編 第1部 総則  
第4章 地震・津波の想定  
第2節 被害想定

柱	施策 項目	具体的な 施策項 目	アクションプラン項目	目標指標	直近の実績値		数値目標 年度
					年度	年度	
1 事 前 防 災	(1)津波防 災対策	1) 津波に 強 い 地 域 構 造 の構築	1 海岸保全施設の 整備	1 海岸保全施設整 備延長	26.1km	H29	33.8km R6
			2 耐震強化岸壁の 整備	2 耐震強化岸壁整 備率	54%	H29	68% R6
			3 河川堤防の耐震 対策				
			4 水門等の津波対 策の推進				
		2) 安全で 確 実 な 避 難 の 確 保	5 津 波 ハ ザ ド マッ プ の 活 用 支 援				
			6 津波避難訓練の 実施				
			7 住民等への情報 提 供	3 県民安全・安心 メ ール 及 び 防 災 ア プ リ の 登 録 数	26,281 人	H29	158,000 件 R6
		(2)建築物 の耐震 化等	8 住 宅 の 耐 震 化	④ 住 宅 の 耐 震 化 率	75%	H27	82% R2
			9 警 察 署 の 耐 震 化	5 警 察 署 の 耐 震 化 率	93%	H29	100% R6
			10 消 防 庁 舎 の 耐 震 化	6 消 防 庁 舎 の 耐 震 化 率	92%	H29	100% R6
			11 病 院 の 耐 震 化	7 病 院 の 耐 震 化 率	82%	H29	91% R6
			12 社会福祉施設の 耐震化	8 社会福祉施設の 耐震化率	96%	H29	98% R6
			13 特定建築物の耐 震化	9 特定建築物の耐 震化率	88%	H29	97% R6

地震・津波対策編 第1部 総則  
第4章 地震・津波の想定  
第2節 被害想定

	2) 一般建築物の安全性の確保	14 エレベーターの閉じ込め防止					
		15 家具等の固定化	10 家具(テレビ、ターンス、食器棚等)の固定率	44%	H29	50.5%	R6
		16 ガラス等の飛散防止					
		17 ブロック塀の倒壊防止					
		18 水管橋等の耐震化[県企業局管理:電気事業]	11 既存施設の耐震化率	90%	H29	95%	R6
		19 水路工作物の耐震化調査[県企業局管理:電気事業]	12 既存施設の耐震調査率	39%	H29	95%	R6
		20 净水場等の耐震化[県企業局管理:工業用水道事業]	13 既存施設の耐震化率	45%	H29	78%	R6
		21 水道施設(隧道)の劣化状況等の点検[県企業局管理:工業用水道事業]	14 給水ネットワークを活用した水道施設(隧道)点検率	20%	H29	80%	R6
		22 感震ブレーカー等による火災対策の促進					
		23 住宅用火災警報器の設置	15 推計設置率	80%	H29	100%	R6
(3)火災対策	1)出火防止対策	24 重点密集市街地の整備	16 改善した重点密集市街地の面	20.4ha	H29	26.4ha	R6

地震・津波対策編 第1部 総則  
第4章 地震・津波の想定  
第2節 被害想定

			積					
2) 避難体制の整備		25 ブロック塀の倒壊防止(再掲)						
		26 自動販売機の転倒防止						
		27 無電柱化の推進						
(4) 土砂災害・地盤災害対策		28 土砂災害対策(土石流対策・がけ崩れ対策・地すべり対策)	17 土砂災害対策施設整備率	29.4%	H29	32.1%	R6	
		29 山地災害の防止対策	18 山地災害危険地区整備数	2,158 地区	H29	2,219 地区	R6	
(5) ライフライン・インフラの確保対策	1) ライフラインの確保対策	30 ライフライン事業者との連携強化	19 官民連携会議の開催	1回	H29			
			ライフライン事業者との訓練等の実施	1回	R3	1回	毎年度	
	2) 情報インフラの確保対策	31 水道施設の基幹管路の耐震化	20 基幹管路の耐震化延長	228.5km	R3	246km	R6	
	3) 交通施設の安全・機能確保対策、広域連携のための交通基	33 道路橋の耐震補強	21 緊急輸送道路における橋梁耐震補強率（昭和55年より古い基準）					
			緊急輸送道路における橋梁耐	11.9%	R2	40%	R6	

地震・津波対策編 第1部 総則  
第4章 地震・津波の想定  
第2節 被害想定

	盤確保		震補強率(平成8年より古い基準)				
(6)液状化対策	34 被害の未然防止 (地盤災害防止)						
(7)防災教育・防災訓練の充実	35 学校における防災教育の推進  36 地域・保護者と連携した学校防災組織の構築  37 地震体験車等の活用	㉗ 地域の実情に応じた避難訓練等の実施率  23 地震体験車等による体験者数(1年度間)  防災V R及び防災啓発動画の視聴回数(1年度間)	100%  R2	H29	100%	毎年度	
(8)ボランティアとの連携	39 災害ボランティアセンターの体制整備	24 大分県災害時社会協支援専門員数	6名	H30	22名	R4	
(9)総合的な防災力の向上	1)事前防災に関する情報の周知  2)地域防災力の	40 防災グッズフェアの開催  41 フォーラム等の開催  42 県民防災意識調査の実施  43 自主防災組織の結成促進	㉕ 自主防災組織率  96.7%	H29	100%	R6	

地震・津波対策編 第1部 総則  
第4章 地震・津波の想定  
第2節 被害想定

向上		44 防災士の養成	㉖ 自主防災組織等 (住民 30 人以上)への防災士確保割合	71.5%	H29	100%	R6
		45 女性防災士の養成	㉗ 防災士における女性防災士の割合	13.5%	H29	21%	R6
		46 総合防災訓練の実施(再掲)					
		47 自主防災組織の活動促進	㉘ 自主防災組織避難訓練等実施率 (津波浸水想定区域内に居住地域がある自主防災組織等)	58.8% (76.3%)	H29	90% (100%)	R6
		48 地域における消防の充実・強化	㉙ 消防団員の条例定数に対する割合	91.1%	H29	91.7%	毎年度
		3) 企業等との地域との連携	49 企業防災と地域防災の連携				
災害発生時対	(1) 災害対策本部の機能強化	50 市町村の災害対策本部の機能強化への支援	㉚ 災害対策本部設置・運営訓練等実施市町村数	9 市町村	H29	18 市町村	R6
		51 市町村の業務継続計画(BCP)等の策定への支	㉛ 業務継続計画(BCP)策定市町村数	9 市町村	H29		

地震・津波対策編 第1部 総則  
第4章 地震・津波の想定  
第2節 被害想定

応 と そ れ へ の 備 え	援	受援計画策定市 町村数	7市町村	R2	18市町村	R6
(2)救助・救命対策	52 災害派遣医療 チームの機能 強化	32 大分DMAT隊員登 録者数	507人	H29	610人	R6
	53 災害医療コー ディネート体 制整備	33 災害医療コー ディネーター 数	25人	H29	70人	R6
(3)医療対策	54 災害拠点病院の 機能強化	34 災害拠点病院の 耐震化率	93%	H29	100%	R1
		35 多数の傷病者の 受け入れを想定 した災害実動 訓練を実施し た災害拠点病 院の割合	86%	H29	100%	R6
(4)消火活 動等	1) 消防力 の充実・ 強化	55 消防広域化の推 進				
		56 自主防災組織の 活動促進(再 掲)	再掲 自主防災組織避 難訓練等実施 率  (津波浸水想定 区域内に居住 地域がある自 主防災組織 等)	58.8%  (76.3%)	H29  H29	90%  (100%) R6
	2) 避難体 制の確 立	57 住民等への情報 提供(再掲)	再掲 県民安全・安心 メール及び防 災アプリの登 録数	26,281人	H29	158,000件 R6

地震・津波対策編 第1部 総則  
第4章 地震・津波の想定  
第2節 被害想定

(5)緊急輸送のための交通の確保・復旧等	1) 交通規制対策、交通路の応急復旧等	58 緊急輸送道路の整備					
	緊急輸送活動	2) 緊急輸送・搬送体制の強化	59 民間物流事業者との協力体制の確立	36 総合防災訓練(実動訓練)での訓練回数	1回	H29	1回 毎年度
				37 官民連携会議の開催	1回		
				民間物流事業者との会議等の実施	1回	R3	1回 毎年度
(6)燃料の把握・確保		60 燃料優先供給体制の構築					
(7)食料・水、生活必需品等の物資の調達		61 民間物流事業者との協力体制の確立(再掲)	再掲 総合防災訓練(実動訓練)での訓練回数	1回	H29	1回	毎年度
			再掲 官民連携会議の開催	1回	H29	1回	毎年度
			再掲 民間物流事業者との会議等の実施	1回	R3	1回	毎年度
		62 備蓄スペースの確保・分散化	⑧ 市町村指定避難所数に占める備蓄箇所数の割合	23.4%	H29	40%	R6
(8)避難者等への対応	1) 災害時要配慮者に対する支	63 避難行動要支援者への避難支援	⑨ 平常時から地域へ避難行動要支援者名簿情報を提供して	41%	H29	63%	R6

地震・津波対策編 第1部 総則  
第4章 地震・津波の想定  
第2節 被害想定

			いる者の割合				
		64 福祉避難所の確保	④〇 福祉避難所(福祉避難スペースを含む)を確保している小学校区の割合	62.6%	H29	100%	R6
		65 外国人への支援	41 通訳・翻訳ボランティア確保数 災害時外国人支援人材育成数	18人 50人	H29 R3	200人	R6
	2) 避難者及び応急住宅需要等への対応	66 女性防災士の養成(再掲)	再掲 防災士における女性防災士の割合	13.5%	H29	21%	R6
		67 備蓄スペースの確保・分散化(再掲)	再掲 市町村指定避難所数に占める備蓄箇所数の割合	23.4%	H29	40%	R6
		68 避難者の情報に関するニーズの把握及び情報提供体制の充実					
		69 複数の安否確認手段を使用することの重要性の周知					
		70 被災建築物応急危険度判定士の確保	42 被災建築物応急危険度判定士の登録者数	848人	H29	750人以上	毎年度

地震・津波対策編 第1部 総則  
第4章 地震・津波の想定  
第2節 被害想定

			(安定した確 保数)				
		71 被災宅地危険度 判定士の確保	43 被災宅地危険度 判定士の登録 者数	584 人	H29	-	-
		72 応急仮設住宅供 給体制の確立	44 建設可能地デー タ整備市町村 数(精度の高 い情 報 の 維 持)	18 市町村	H29	18 市 町村	毎年 度
		73 円滑な避難所運 営の実現	④5 避 難 所 運 営 マ ニユアル策定 市町村数	13 市町	H29	-	-
(9)帰宅困 難者等 への対 応	1) 滞 留 に 伴 う 混 乱 の 防 止	74 宿泊場所の確保	④6 協定締結市町数	4 市町	H29	17 市町	R6
		75 観光客への支援					
	2) 円滑な 帰 宅 の ため の 支援	76 コンビニ、外食店 等立ち寄り所 として利用	47 協定締結事業者 数	12 社	H29	15 社	R6
		77 無電柱化の推進 (再掲)					
		78 ブロック塀の倒 壊防止(再掲)					
	(10)保健衛生・防疫対策		79 災害時健康危機 管理支援チー ム(DHEAT)の体 制整備				
		80 被災地域の衛生 環境の維持					
		81 被災者の入浴支 援					

## 地震・津波対策編 第1部 総則

## 第4章 地震・津波の想定

## 第2節 被害想定

(11) 遺体処理対策		82 広域火葬計画及び葬祭用品確保体制の周知	48 市町村説明会の開催回数	1回	H29	1回	毎年度
(12) 災害廃棄物等の処理対策		83 災害廃棄物の円滑な処理	49 災害廃棄物処理研修会の開催	2回	H29	2回	毎年度
(13) 防災情報対策	1) 発災時ににおける防災情報の共有化	84 防災情報の収集体制の充実					
	2) マスメディアとの連携等	85 関係機関との情報共有					
		86 広報する情報の集約及び広報					
(14) 社会秩序の確保・安定		87 社会秩序維持のための活動					
(15) 様々な地域的課題への対応	1) 孤立する危険度が高い集落への対応	88 孤立集落の通信手段等の確保	50 避難所情報に関するサイン旗を使用した訓練等実施回数	1回	H29		
			津波避難後救援ポイントにおける住民避難訓練実施率	—	—	60%	R6
		51 衛星携帯電話の操作訓練等実施回数	—	—	1回	毎年度	
	2) 農業、漁業等の地場産業被害の防止	89 ため池対策	52 整備ため池数	518 箇所	H29	582 箇所	R6
		90 海岸保全施設の整備(再掲)	再掲 海岸保全施設整備延長	8.491km	H29	33.8km	R6

地震・津波対策編 第1部 総則  
第4章 地震・津波の想定  
第2節 被害想定

		及び軽減					
	3) 文化財の防災対策	91 文化財における耐震対策の推進	53 文化財の現状に応じた修理や耐震対策の実施	95%	H29	100%	R6
	(16) 広域連携・支援体制の確立	92 広域的な応援要請(職員の派遣及び派遣あっせんの要請)					
3 復 旧 ・ 復 興	(1)被災者等の生活再建等の支援	93 災害被災者住宅再建支援制度による支援					
		94 地震保険の加入促進	54 地震保険加入世帯率	24.6%	H29	31%	R6
		95 迅速かつ確実な罹災証明の交付体制の確保					
	(2)経済の復興	96 企業への事業継続計画(BCP)の策定支援(大企業)	55 BCP 策定企業の割合(大企業)	65%	H29	100%	R6
		97 企業への事業継続計画(BCP)の策定支援(中小企業)	56 BCP 策定企業の割合(中小企業)	23%	H29	39%	R6

## 第5章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

## 1 市町村（市町村長、消防機関、教育委員会）

市町村は、第1段階の防災関係機関としておおむね次の事項を担当し、また災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、県（知事）の委任に基づき必要な救助の実施にあたるものとする。

- (1) 市町村防災会議に関すること。
- (2) 災害対策本部を設置し、地域防災の推進を図ること。
- (3) 気象予報若しくは警報の地域住民への伝達に関すること。
- (4) 災害に関する情報の収集及び伝達等に関すること。
- (5) 被害状況の調査報告に関すること。
- (6) 消防、水防、その他の応急措置に関すること。
- (7) 居住者、滞在者その他の者に対する避難の指示に関すること。
- (8) 被災者の救難、救助、その他の保護に関すること。
- (9) 清掃、防疫、その他の保健衛生に関すること。
- (10) 所管施設及び設備の応急復旧に関すること。
- (11) その他防災に関し、市町村の所掌すべきこと。

## 2 大分県（知事、警察本部、教育委員会、企業局、病院局）

県は、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災事務又は業務を助け、これらを総合調整するとともに、おおむね次の事項を担当し、また災害救助法に基づく応急救助を実施し、かつ市町村に対し、必要な防災上の指示、勧告を行うものとする。

- (1) 県防災会議に関すること。
- (2) 災害対策本部を設置し、県の地域にかかる防災の推進を図ること。
- (3) 被害状況の収集調査に関すること。
- (4) 水防その他の応急措置に関すること。
- (5) 犯罪の予防、交通規制、その他災害地における社会秩序の維持に関すること。
- (6) 県営ダム等の防災管理に関すること。
- (7) 緊急輸送車両の確認に関すること。
- (8) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること。
- (9) 所管施設及び設備の応急復旧に関すること。
- (10) 他の地方公共団体等に対する応援要請に関すること。
- (11) その他防災に関し、県の所掌すべきこと。

## 3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、その組織及び機能のすべてをあげて、防災に関し概ね次の事項を担当するとともに、県及び市町村の処理すべき防災事務に関し積極的な協力をを行うものとする。

### (1) 九州管区警察局

- イ 警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること。
- ロ 広域的な交通規制の指導調整に関すること。
- ハ 災害時における他管区警察局との連携に関すること。
- ニ 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること。
- ホ 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関すること。
- ヘ 災害時における警察通信の運用に関すること。
- ト 津波警報等の伝達に関すること。

### (2) 九州財務局（大分財務事務所）

- イ 公共事業等被災施設査定の立会に関すること。
- ロ 地方公共団体に対する災害融資に関すること。

- ハ 災害における金融機関に対する緊急措置の指示に関すること。
- ニ その他防災に関し財務局の所掌すべきこと。

(3) 九州厚生局

- イ 被害状況の情報収集、通報に関すること。
- ロ 災害時における関係職員の現地派遣に関すること。
- ハ 災害時における関係機関との連絡調整に関すること。
- ニ その他防災に関し、厚生局の所掌すべきこと。

(4) 九州農政局（大分県拠点）

- イ 農地、農業用施設及び農地の保全に係る施設等の応急復旧に関すること。
- ロ 災害時における応急用食料の調達・供給に関すること。
- ハ 主要食料の安定供給対策に関すること。
- ニ その他防災に関し農政局の所掌すべきこと。

(5) 九州森林管理局（大分森林管理署、大分西部森林管理署）

- イ 国有林野の治山事業の実施に関すること。
- ロ 国有保安林、保安施設等の保全に関すること。
- ハ 災害応急対策用木材（国有林）の需給に関すること。
- ニ その他防災に関し、森林管理局の所掌すべきこと。

(6) 九州経済産業局

- イ 災害時における物資供給の確保及び物価の安定に関すること。
- ロ 被災した中小企業等に対する融資あっせんに関すること。
- ハ その他防災に関し、経済産業局の所掌すべきこと。

(7) 九州産業保安監督部

- イ 鉱山における災害の防止に関すること。
- ロ 鉱山における災害時の応急対策に関すること。
- ハ 危険物等の保全に関すること。
- ニ その他防災に関し産業保安監督部の所掌すべきこと。

(8) 福岡管区気象台（大分地方気象台）

- イ 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。
- ロ 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報等の適時・的確な防災関係機関への伝達及びこれらの機関や報道機関を通じて住民への周知に関すること。
- ハ 気象庁が発表する緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関すること。
- ニ 市町村が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成についての技術的な支援・協力に関すること。
- ホ 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、県や市町村に対しての気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。
- ヘ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること。（活動に当たっては大分県や各市町村、その他の防災関係機関との連携に配慮する。）
- ト 気象業務に必要な観測体制の充実及び、予報、通信等の施設及び設備の整備に関すること。

(9) 第七管区海上保安本部（大分海上保安部、津久見分室、佐伯海上保安署）

- イ 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること。
- ロ 災害に関する情報収集及び関係機関等との連絡調整に関すること。
- ハ 地震・津波警報等の伝達に関すること。
- ニ 海難救助及び緊急輸送等に関すること。
- ホ 流出油・有害液体物質の防除指導に関すること。
- ヘ 海上交通安全（危険物の保安措置を含む）に関すること。

- ト 犯罪の予防・治安の維持等に関すること。
- チ その他防災に関し、海上保安部の所掌すべきこと。

(10) 大阪航空局（大分空港事務所）

- イ 航空法及び空港法に基づく空港の整備又は施設の拡充、強化に関すること。
- ロ 航空保安施設の整備点検及び施設の耐震補強に関すること。
- ハ 航空機捜索救難業務の強化並びに、関係行政機関との協調に関すること。
- ニ 航空機の安全運航の向上に関すること。
- ホ 航空機災害に対する消防救難業務の拡充強化及び訓練の実施に関すること。
- ヘ その他防災に関し、空港事務所の所掌すべきこと。

(11) 九州運輸局（大分運輸支局）

- イ 陸上及び海上における物資及び旅客の輸送を確保するため、運送事業者に協力要請を行うこと。
- ロ 被災者、救済用物資等の輸送調整に関すること。
- ハ 自動車運送事業者に対する輸送命令に関すること。
- ニ 船舶運航事業者に対する航海命令に関すること。
- ホ 港湾運送事業者に対する公益命令に関すること。
- ヘ その他防災に関し運輸支局の所掌すべきこと。

(12) 九州地方整備局（別府港湾・空港整備事務所、大分河川国道事務所、佐伯河川国道事務所、筑後川河川事務所、筑後川ダム統合管理事務所、山国川河川事務所、延岡河川国道事務所）

- イ 直轄河川の整備、管理及び水防に関すること。
- ロ 直轄国道の整備、管理及び防災に関すること。  
(ただし延岡河川国道事務所は管理及び防災に関すること)
- ハ 直轄高速自動車国道（東九州自動車道（佐伯 IC～宮崎県境））の管理及び防災に関すること。
- ニ 直轄港湾、航路、海岸、砂防の整備及び防災に関すること。
- ホ 高潮、津波災害等の予防に関すること。
- ヘ 大規模な災害が発生し、または発生する恐れがある場合の協定に基づく応援に関すること。
- ト その他防災に関し、九州地方整備局の所掌すべきこと。

(13) 九州総合通信局

- イ 非常通信体制の整備に関すること。
- ロ 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること。
- ハ 災害時における通信機器、移動電源車、可搬型発電機及び臨時災害放送局用機器の貸し出しに関すること。
- ニ 災害時における電気通信の確保に関すること。
- ホ 非常通信の統制、管理に関すること。
- ヘ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること。

(14) 大分労働局

- イ 工場、事業場における労働災害の防止に関すること。
- ロ その他防災に関し、労働局の所掌すべきこと。

(15) 国土地理院九州地方測量部

- イ 地殻変動の監視に関すること。
- ロ 災害時における地理空間情報の整備・提供に関すること。
- ハ 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること。

(16) 九州地方環境事務所

- イ 所管業務に係る情報収集・提供及び連絡調整に関すること。
- ロ 環境監視体制の支援に関すること。
- ハ 災害廃棄物等の処理対策に関すること。

(17) 九州防衛局

- イ 災害時における防衛省（本省）及び自衛隊との連絡調整
- ロ 災害時における米軍部隊との連絡調整の支援

**4 自衛隊**

- (1) 災害時における人命救助、消防、水防に関すること及び被災地域への医療、防疫、給水、災害通信に関すること。
- (2) 災害復旧における道路の応急復旧に関すること。
- (3) その他防災に関し、自衛隊の所掌すべきこと。

**5 指定公共機関**

指定公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み防災に関し、おおむね次の事項について県及び市町村が処理すべき防災事務に関し、積極的に協力するものとする。

(1) 九州旅客鉄道株式会社（大分支社）

- イ 鉄道施設等の防災、保全に関すること。
- ロ 災害時における鉄道車両等による人員の緊急輸送の協力に関すること。

(2) 日本貨物鉄道株式会社（九州支社大分営業支店）

- イ 鉄道施設等の防災、保全に関すること。
- ロ 災害時における鉄道車両等による救援物資の緊急輸送の協力に関すること。

(3) 西日本電信電話株式会社（大分支店）

電気通信設備の防災、保全と重要通信の確保に関すること。

(4) KDDI株式会社（九州総支社）

携帯通信施設の保全と重要通信の確保に関すること。

(5) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州（大分支店）

携帯通信施設の保全と重要通信の確保に関すること。

(6) 日本銀行（大分支店）

- イ 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節に関すること。
- ロ 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関すること。
- ハ 金通機関の業務運営の確保に係る措置に関すること。
- ニ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること。
- ホ 各種措置に関する広報に関すること。

(7) 日本赤十字社（大分県支部）

- イ 医療救護に関すること。
- ロ 救援物資の備蓄と配分に関すること。
- ハ 災害時の血液製剤の供給に関すること。
- ニ 義援金の受付と配分に関すること。
- ホ その他災害救護に必要な業務に関すること。

(8) 日本放送協会（大分放送局）

- イ 気象予警報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報に関すること。
- ロ 社会事業団体等の行う義援金の募集等に対する協力に関すること。

(9) 日本通運株式会社（大分支店）

災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送協力に関すること。

(10) 九州電力株式会社（大分支社）

- イ 電力施設の整備と防災管理に関すること。
- ロ 災害時における電力供給確保に関すること。

ハ 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。

(11) 西日本高速道路株式会社（九州支社）

管理する道路等の整備・改修に関すること。

(12) 日本郵便株式会社（大分中央郵便局）

イ 災害時における郵政事業運営の確保に関すること。

ロ 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。

(イ) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること。

(ロ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること。

(ハ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること。

(ニ) 被災者の救援を目的とする寄附金の送付のための郵便振替の料金免除に関すること。

(ホ) ゆうちょ銀行委託業務及びかんぽ生命委託業務の非常取扱いに関すること。

ハ その他防災に関し、日本郵便株式会社の所掌すべきこと。

(13) ソフトバンク株式会社

携帯通信施設の保全と重要通信の確保に関すること。

(14) 楽天モバイル株式会社（九州営業部）

携帯通信施設の保全と重要通信の確保に関すること。

## 6 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ防災に関し、おおむね次の事項について県及び市町村が処理すべき防災事務に関し積極的に協力するものとする。

(1) 株式会社大分放送、株式会社テレビ大分、大分朝日放送株式会社、株式会社エフエム大分、大分県デジタルネットワークセンター株式会社

気象予警報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報の協力に関するこ  
と。

(2) 公益社団法人大分県トラック協会

イ 災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

ロ 災害時における輸送・物流に関する専門知識を有する者の派遣協力に関すること。

(3) 一般社団法人大分県バス協会、大分交通株式会社、大分バス株式会社、日田バス株式会社、亀  
の井バス株式会社

イ 災害時における自動車による被災者及び一般利用者等の輸送の協力に関すること。

ロ 災害時における輸送線路及び施設の確保に関すること。

(4) 一般社団法人大分県医師会

災害時における助産、医療救護に関すること。

(5) 大分瓦斯株式会社

イ ガス施設の整備と防災管理に関すること。

ロ 災害時におけるガス供給確保に関すること。

ハ 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。

(6) 一般社団法人大分県LPGガス協会

イ ガス施設の整備と防災管理に関すること。

ロ 災害時におけるガス供給確保に関すること。

ハ 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。

(7) 一般社団法人大分県歯科医師会

災害時における医療救護及び被災者の特定等に関すること。

(8) 有限会社大分合同新聞社、株式会社朝日新聞社大分支局、一般社団法人共同通信社大分支局、  
株式会社時事通信社大分支局、株式会社西日本新聞社大分総局、株式会社日刊工業新聞社大分  
支局、株式会社日本経済新聞社大分支局、株式会社毎日新聞社大分支局、株式会社読売新聞社

## 大分支局

気象予警報、災害情報の新聞による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報の協力に関すること。

### (9) 公益社団法人大分県看護協会

- イ 災害時における災害看護に関すること。
- ロ 災害後の要援護者の支援に関すること。

### (10) 一般社団法人大分県地域婦人団体連合会

災害時における女性の福祉の増進に関すること。

### (11) 公益社団法人大分県薬剤師会

災害時における医療救護及び医薬品の供給への支援に関すること。

### (12) 一般社団法人大分県建設業協会

- イ 災害時における道路啓開に関すること。
- ロ 公共土木施設等の災害応急対策に関すること。

### (13) 太平洋セメント株式会社大分工場

災害時における災害廃棄物の処理に関すること。

### (14) 社会福祉法人大分県社会福祉協議会

- イ 災害ボランティアに関すること。
- ロ 避難行動要支援者への支援に関すること。
- ハ 生活福祉資金の貸付に関すること。

## 7 公共団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的な団体及び防災上重要な施設の管理者は、当該業務の実施を通じて防災に寄与するとともに、県及び市町村が処理する防災業務について、自発的に協力するものとする。